

平成25年3月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成25年3月5日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 幸前信雄議員 (1) 市役所の改善活動について  
(2) 指定管理者制度について  
(3) 財政指標について
2. 黒川美克議員 (1) 福祉行政について
3. 小野田由紀子議員 (1) 災害時要援護者の避難支援について  
(2) アレルギー対策について
4. 浅岡保夫議員 (1) 学校教育について
5. 杉浦敏和議員 (1) 通学路の安全確保について  
(2) 神楽山用水路の上部利用について
6. 鈴木勝彦議員 (1) 保育行政について  
(2) スポーツ振興の環境整備について

出席議員

2番	黒川美克	3番	柳沢英希
4番	浅岡保夫	5番	柴田耕一
6番	幸前信雄	7番	杉浦辰夫
8番	杉浦敏和	9番	北川広人
10番	鈴木勝彦	11番	鷺見宗重
12番	内藤とし子	13番	磯貝正隆
14番	内藤皓嗣	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩																
副市	長	杉浦幸七																
教	育	長	岸上善徳															
企	画	部	長	加藤元久														
人事	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	野口恒夫									
地域	政	策	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	岡島正明							
経営	戦	略	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	山本時雄							
総	務	部	長	大竹利彰														
行政	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	兼	財	務	グ	ル	ー	プ	主	幹	内田徹
財務	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	竹内正夫									
市民	総	合	窓	口	セ	ン	タ	ー	長	新美龍二								
市民	窓	口	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	木村忠好							
市民	生	活	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	山下浩二							
税	務	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	森野隆								
福	祉	部	長	神谷美百合														
福祉	企	画	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	磯村和志							
地域	福	祉	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	杉浦崇臣							
介護	保	険	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	篠田彰							
保健	福	祉	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	加藤一志							
こ	ど	も	未	来	部	長	神谷坂敏											
こ	ど	も	育	成	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	大岡英城					
こ	ど	も	育	成	グ	ル	ー	プ	主	幹	磯村順司							
文化	ス	ポ	ー	ツ	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	内藤克己					
文化	ス	ポ	ー	ツ	グ	ル	ー	プ	主	幹	神谷義直							
都	市	政	策	部	長	深谷直弘												
都市	整	備	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	平山昌秋							
都市	防	災	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	芝田啓二							
地域	産	業	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	神谷晴之							
地域	産	業	グ	ル	ー	プ	主	幹	杉浦義人									
会	計	管	理	者	橋本貞二													
学校	経	営	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	中村孝徳							
学校	経	営	グ	ル	ー	プ	主	幹	梅田稔									

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長            松 井 敏 行  
主                            査            杉 浦 俊 彦

#### 議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の運営に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承願います。

6番、幸前信雄議員。一つ、市役所の改善活動について。一つ、指定管理者制度について。一つ、財政指標について。以上3問についての質問を許します。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました市役所の改善活動について、指定管理者制度について、財政指標について、以上3問についての質問をさせていただきます。

まず初めに、市役所の改善活動についてを質問させていただきます。

地方自治法の第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められており、素直にこの内容を実現しようとするために、常に業務の効率化を継続的に実施することが求められていると理解させていただきます。

過去には、高浜市構造改革推進検討委員会報告書の中で提言された職員力の強化に基づいて、

さまざまな改善活動が実施され、その一つとしてカエルンジャー活動も実施されていましたが、最近、その活動も停滞しているように感じております。

一口に改善活動とは言っても、改善の土壌をつくるには大変な労力を要することは言うまでもなく、一つ一つの改善の積み上げと、改善したことを後戻りさせない仕組みづくりによって、改善活動を実施する人の意識が変わらないとその活動が定着してこなくなり、継続していくことができないと考えております。

そこで具体的な質問をさせていただきます。

まず1点目に、市役所庁舎内の2S（整理・整頓）についてであります。

職場の改善活動を始める入り口で、以前改善活動を始められたときに、真っ先に職場の2Sの実施を求められたことと思います。

初めて議員になって高浜市役所の各部署を見たときに、整理・整頓が実施され、机の上に不要なものを置いていない、棚の上に書類を積み上げていない、床に書類を直置きしないなど、守られて実施されている職場だと感心して見させていただきました。しかしながら、最近、よい文化に変わってきたと感じることが後退し、机の上、棚の上、床の上、直置きの書類等が見かけられるようになりました。この状態で改善活動を継続しているのか疑問に思わざるを得ません。

2Sについてどのように考えているのかをまずお聞かせください。

次に、2Sを定着させる仕組みについて、あるのかどうかをお聞かせください。

一例ですが、企業の中では定期的に持ち回りでチェックする人を決めて、自部門内で2Sの状況チェックを行い、工場内で、部門間をまたいで、他部署から2Sの状況の確認を行うことによって定着させる活動を行ったりしている企業もあります。これは業務の効率化を行うための前提条件であり、担当がかわっても仕事の質を落とさないための継続性を求めることの一環であると理解させていただいております。

市役所の改善活動についての最後の質問ですが、最近の改善活動の状況について、私が気づいていないだけかもしれませんが、どのような改善活動を実施されているのかをお教えてください。

次に、指定管理者制度についての質問をさせていただきます。

平成20年6月の一般質問で指定管理者制度についての質問を実施させていただきました。そのときに、インセンティブ制度の導入を行うことにより、指定管理者となる民間の事業者のやる気を引き出していくための制度として導入していく考えがあるかどうかを質問させていただいております。

そこで、現在指定管理者制度で運営されている事業の中で、インセンティブ制度を導入されて運営しているものがどこなのかについてまず質問をさせていただきます。

次に、インセンティブ制度が導入されたことにより、指定管理者のやる気を引き出せて、その結果としてどのような点がよくなってきていると評価されているのかについて質問させていただ

きます。

指定管理者制度自体が、公が運営している事業を民間に特定の業務だけを委託する形式であるため、制約条件も多く、与えられた裁量の中での努力となるため、思うように成果が上がってこなくても、ある面いたし方ないとしても、やる気を引き出す手段であると考えております。

そこで、指定管理を請け負っていただいている事業者の方から、制度の変更あるいは裁量権の範囲の拡大等を求める意見が出されているのであればお聞かせください。

指定管理者制度についての最後の質問ですが、今後、指定管理者制度を拡大していく予定と、指定管理者から市の事業運営に戻す予定のものがありましたら教えてください。

次に、3点目の財政指標について質問させていただきます。

この質問につきましては昨年の3月定例会でも質問させていただいておりますが、再度、平成25年度予算案が提示されたということで質問させていただきます。

質問の内容につきましては、昨年質問させていただいた財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率の財政指標が平成25年度予算案をそのまま実行するとどのようになるかという点と、指標以外に、市の債務（借金）と市の貯金（財政調整基金等を含む基金の残高）がどのようになるかの2点であります。

昨年に引き続き質問させていただいている理由は、高浜市が現在検討している公共施設あり方検討が進む中で、高浜市の財政状況については理解しておく必要があると考えているからであり、高浜市が自立した基礎自治体として運営されていくことの継続性が必要であると考えているからの質問であります。

以前、市長が、市の財政といえども一般家庭の財布と同じであるとの趣旨のことをおっしゃってみえましたが、私も全く同感で、一般の家庭でも収入に見合った生活（支出）をしないと自己破産することも十分に考えられます。

私は、地方から出てきて高浜市に持ち家するときに、住宅を買った営業の方から、住宅ローンをする金額は年収の3倍以内に抑えないと事故物件になる可能性が高くなると注意されたことを今でも覚えているし、振り返ってみると苦しいときもありましたが、何とか事故物件にならずに済んだのは、その忠告のおかげと感謝しております。

会社の中でも私より一世代前の先輩の方たちの話を聞くと、その方たちが持ち家された当時は高度経済成長期に当たり、給料が年々何十%と上がり、ほとんど事故物件になる危険もなかったという話をよく聞きましたが、低成長時代になり、ローンが重荷になる世代では先輩のようなローンは組めなかった時代であったと、今になって感じております。

高浜市の財政状況を考えても、今後税収が大きく伸びたりすることは考えにくく、どのように財政運営されるのかが大きな課題であると認識しておりますので、今回も質問をさせていただきます。

以上で1回目の壇上からの質問を終わらせていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（北川広人） 企画部長。

〔企画部長 加藤元久 登壇〕

○企画部長（加藤元久） 皆さん、おはようございます。

それでは、幸前信雄議員の1問目、市役所の改善活動についてお答えさせていただきます。

初めに、（1）職場の改善活動を始める入り口である2S（整理・整頓）活動が、以前改善活動を積極的に実施されていたところより後退しているように感じるが、活動していく仕組みがどのようになっているかという御質問ですが、議員が御指摘のとおり、本市では平成16年5月に、東京大学名誉教授で当時は千葉大学法経学部教授でありました大森 彌先生を委員長にお招きし、民間委員14人で構成する高浜市構造改革推進検討委員会を組織し、高浜市が目指す持続可能な自立した基礎自治体を確立するため、財政力の強化、住民力の強化、職員力の強化の3つのキーワードを基本理念とする高浜市構造改革推進検討委員会報告書を取りまとめていただき、平成17年3月に当時の森市長へ提出されました。

この報告書の中で、職員力の強化の目標として、変化に対応できる柔軟性と創造力、判断力及び実行力をあわせ持つ職員の育成を掲げ、人材育成に積極的に取り組む方針を打ち出しております。

この方針を受けて、平成17年度に各所属から主査級以下の若手職員12名を選抜し、市役所業務の改善を行うため、トヨタ生産方式、いわゆるTPSの概念と実際の改善方法について講義と実践を通して習得し、行政サービスの向上と効率的な業務遂行を図るために、民間企業における現場実習などを通し、新しい発想や感性を磨き、みずからスキルアップするとともに、研修体験者がそれぞれの職場において業務改善のキーパーソンとなることにより職場全体を活性化することを目的として、TPS改善活動に精通した民間企業に委託する形で業務改善推進研修を実施しております。

この業務改善推進研修に参加した12名の職員が、みずからをTPSカエルンジャーと命名し、研修を通じて学んだ知識やノウハウを市役所の業務改善手法として取り入れ、御質問の2S（整理・整頓）や多能工化等の改善活動に取り組み、いきいき広場においてモデル事業として実地に職場の無駄や問題点を洗い出すとともに、これらに対する具体的な改善策を作成し、キックオフ式や改善発表会などで研修の成果を披露いたしました。

また、改善活動を全庁に広げるため、2年目となる平成18年度には、1期生のカエルンジャーが講師となり、新たに12名のカエルンジャー2期生を養成し、さらに19年度では2期生が12名のカエルンジャー3期生を養成する形で、合計36名のカエルンジャーが誕生し、さまざまな改善活動を展開してまいりました。

これにより、平成20年度からは、おおむね各グループに1人以上のカエルンジャーが配置できることとなったため、その後は各カエルンジャーが中心となって、それぞれの所属における職場の改善活動に取り組んでいるところでございます。

平成18年度の第2期生以降の主な改善活動の取り組みを紹介いたしますと、各グループでの2S・4S活動を初め、共通マニュアルの整備や研修の実施により職員の多能工化を図り、確定申告及び市県民税の申告会場の待ち時間の短縮を目指す取り組み、また、1階市民窓口グループのカウンターごとの受付業務を見える化し、来庁者の動線を最短とする工夫など、市民サービス向上のための改善活動を全グループにおいて実施するとともに、カエルンジャーの活動と並行して、平成17年度及び平成20年度にはカエルンジャー以外の職員も対象とする業務改善研修を実施し、TPSの理念や精神を職員に幅広く浸透させてまいりました。

さらに、こうした活動の成果をPRするため、平成20年度には、全グループの業務改善活動の中から優秀な事例を選出し、TPS活動事例発表会において発表し、あわせて奨励制度を実施するとともに、平成21年度においても優秀事例に対する奨励制度を実施するなど、全庁的にTPS活動を定着させるための取り組みを積極的に実施してまいりました。

そこで、2S活動の現在の状況でございますが、平成22年度以降のTPSによる業務改善活動については、先ほど申し上げましたとおり、カエルンジャーの1期生から3期生までの総勢36名が育成できたことを受け、カエルンジャーのメンバーや管理職が中心となって各職場において自主的にTPS改善活動を実践することといたし、その中で、2S活動については平成24年度でも多くの部あるいはグループにおいて2S・4Sの推進を業務方針に掲げていることから、引き続きそれぞれの職場において実施されているものと考えております。

御質問の2Sについてどのように考えているかという点でございますが、整理・整頓は、来庁者に対する見た目のイメージも大切ですが、やはり効率的な職務の遂行に欠かせないものと認識いたしており、業務改善活動の第一歩であると受けとめております。しかし、議員が御指摘のとおり、一部の職場において2Sが実践できていないところも見受けられますので、改めて2Sの徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、2Sを定着させる仕組みでございますが、御存じのとおり、2Sの発展型であります5Sという活動がございます。これは整理・整頓に清掃・清潔・しつけということで、この中の特にしつけは、4Sや2Sを実行する上での基本となるもので、大変重要な活動であると認識いたしております。

現在、職場の2Sを徹底させる役目は主に管理職が担っておりますが、幸い、36名のカエルンジャーの多くが管理職あるいは部下を育成するポジションとなっておりますので、これらのメンバーから再度、職員一人一人に対して2Sの徹底を初めとするTPSの改善活動の手本をみずから示してもらうよう周知するとともに、御指摘の点を踏まえ、各職場に2S活動を推進するため

の職員を選任してもらい、定期的に職場の整理・整頓状況のチェックを行う仕組みの導入について、平成25年度から実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、（２）最近の改善活動の状況について、どのような活動が実施されているかという御質問でございますが、最近の改善活動の状況を申し上げますと、これまでに実施してまいりました混雑時間を予想し必要な人員を他部署からの応援により確保することで確定申告等の会場での待ち時間を短縮する取り組みや、限られた職員で複数の作業を可能にする多能工化の取り組みは、一部の職場で現在も続けてきております。

また、今年度からの新たな取り組みとして、市民総合窓口センターが進めておりますTPS業務管理システムの活動がございます。市民総合窓口センターは、本庁舎1階にあり、窓口業務を中心とした職場であることから、年間を通して来庁者はもとより市民からの問い合わせも多いため、たとえ人事異動で職員がかわったとしても常に安定した市民サービスの提供が求められている職場でもあります。

この活動の目的は、TPSの手法を活用してTPS業務管理システムを構築し、ミスの軽減、サービスの平準化、ベテラン職員のノウハウの継承といった効果を生み出し、市民サービスの向上を図るというものであります。

具体的には、個人業務の棚卸しを行い、事務処理手順を明確にする個人別標準事務作業票を作成し、業務の標準化を図るほか、事務処理手順に加えて、作業に必要な書類つづり、マニュアル、関係法令等を明記し、処理時間の短縮化を図るとともに、グループリーダーが見える化された作業票を確認することで、業務が正しく行われているかチェックできるという仕組みであります。

また、これまで紙で保管されていた書類の2Sだけでなく、パソコンや共有サーバーの中に保存されている電子データの2Sにも取り組むため、ファイル管理システムを構築するとともに、定例的な業務を見える化する定期支払管理表、広報計画管理表、電算処理業務管理表の作成を行い、業務の適正な管理を行うこととするなど、この活動を平成24年度の市民総合窓口センターの業務方針における重点項目に掲げ、積極的に取り組んでおります。

このように、TPSの理念や精神は、それぞれの職場において生かされ、職場の活性化や業務の効率化に一定の効果をもたらしておりますことから、今後も引き続き、お客様である市民の視点に立った市民サービスの向上のため、管理職及びカエルンジャーを中心として、2Sを初めとするTPS改善活動を推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔企画部長 加藤元久 降壇〕

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（大竹利彰） それでは、幸前信雄議員の指定管理者制度について、財政指標についての2問につきまして順次お答えさせていただきます。



初めに、2問目の指定管理者制度についてであります、(1)民間事業者の方のやる気を引き出す制度としてインセンティブ制度を導入されていると認識しているが、どこに導入されているのかとの御質問でございますが、指定管理者は、一般的に、それぞれ自己の目的意識やモチベーションを有しており、それを促すインセンティブが与えられれば、サービスの質をさらに高める方向に努力が働くものと考えられております。

このインセンティブは、大きく、積極的インセンティブと消極的インセンティブに分類ができ、積極的インセンティブとは、指定管理者の管理・運営の実績が指定管理者への収入増加等の形で直接の見返りとなつてはね返ってくるもので、利用料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制がこの代表例であります。消極的インセンティブとは、指定管理者にとっての見返りとして直接にははね返ってこないものの、間接的な効果として指定管理者のモチベーションを向上させるもので、指定管理者の業績の適切な評価、指定管理者の意見・提案の受け入れなどがございます。

なお、指定管理者にインセンティブを与える最もシンプルな方法といたしましては、施設の利用料金を指定管理者に収受させることであり、本市におきましても、利用料金制の活用を基本とすべきものと考えております。

そうした中で、本市では、平成16年4月に全世代楽習館で指定管理者制度を導入してから9年が経過するわけではありますが、この間、公民館等の生涯学習施設、体育センター等のスポーツ施設、美術館等の文化施設、宅老所等の福祉施設に指定管理者制度の範囲を拡大し、現在、導入する施設は全部で31施設となっております。

これらの中で利用料金制を導入いたしている施設は18施設ございまして、高浜南部ふれあいプラザ及び高浜南部公民館がNPO法人高浜南部まちづくり協議会に、中央、吉浜、高取、大山の4公民館、女性文化センター及び春日庵が高浜市総合サービス株式会社に、体育センター、武道館、碧海、流作、五反田、五反田第2の4グラウンド、碧海、南の2テニスコート及び勤労青少年ホームがNPO法人たかほまスポーツクラブに、かわら美術館が乃村工藝社とNTTファシリティーズ美術館運営共同事業体という状況でございます。

次に、(2)インセンティブ制度が導入されたことにより指定管理者のやる気を引き出せて、その結果としてどのような点がよくなってきていると評価されているのかとの御質問でございますが、利用料金制というインセンティブ制度の導入により、指定管理者の自主的な運営を行いやすくすることによって、経営努力の発揮とともに、サービスの安定供給及びサービスの向上に向けてより効果的な取り組みがなされるようになってきていると評価をいたしております。

代表的な事例として、利用料金収入が多い2つの指定管理者の取り組み事例を申し上げますと、初めに、かわら美術館でございますが、年間の利用料金収入が年間約1,500万円で、平成23年度のほぼ全ての特別展で、当初の目標としていた観覧者数を上回ることができました。この観覧者

の数値を見る上で、特に、初来館者の割合が低くなり、リピーターとしての観客の割合がふえてきておりまして、一度訪れていただいた方が、その後もかわら美術館の動きを注目していただいているあらわれと理解でき、指定管理者となって以後、地道に続けてきた経営努力が形になってきている事例の一つであると考えております。

そのほか、かわら美術館では、毎年、お正月の1月2日から開館し、お正月イベントとともに特別展示を開催し、地元の方の来館の機会づくりに努めていただいておりますし、ミュージアムショップの運営においても、商品レイアウトの見直し、改善が実施されております。具体的な事例といたしましては、ミュージアムショップの内装を改装して、瓦関連、焼き物関連、雑貨関連、図書コーナーの定位置を確立するとともに、サインなどの工夫も添えて、お客様にとってわかりやすく、かつ楽しみながら品物を選定できる空間を提供いただいております。

こうした指定管理者としての経営努力の積み上げは、来館者の満足度を高めるための積極的な取り組みとして評価をいたしておるところであります。

次に、体育センターを初めとするスポーツ施設でございますが、年間の利用料金収入が約1,300万円ございます。指定管理者制度の導入による影響の一例といたしましては、制度導入前の平成18年度から平成20年度のスポーツ施設利用者数は低調で推移しておりましたが、平成21年度の指定管理者制度導入以降、指定管理者が自主的な経営努力を重ね、緩やかではありますが、平成23年度にかけて利用者数がV字回復をいたしております。

その裏には、利用者サービスの満足度を高めるため、利用者アンケート結果や日ごろの利用者からの要望に対して迅速かつ可能な限りの対応に努めてきた積み重ねであり、こうした自主的な取り組みが利用者数の増加という形で実を結びつつあると考えております。

施設の老朽化に対して、行政が実施する修繕や工事とは別に、緊急性が高いものや利用者からの要望が強い比較的簡易な修繕、そしてスポーツ用具の購入なども速やかに実施していただいております。例えば、体育センターの床面のワックスが経年劣化し、滑りやすい状況となっておりますが、利用者の安全面を考慮して自主的にワックスを剥がし、新たに塗布するという小回りのきいた対応をいただくなど、利用者からも非常によい評価をいただいております。

以上、利用料金収入が多い2つの指定管理者の取り組み事例を申し上げましたが、利用料金収入を利用者サービスの向上のために活用し、そして、利用者からも満足の声をいただくことで指定管理者としてのやる気につながっていると考えております。

続きまして、(3)指定管理を請け負っていただいている事業者の方から制度の変更あるいは裁量権の範囲の拡大等を求める意見が出されているのかとの御質問でございますが、インセンティブの活用に関して、消極的インセンティブ、すなわち指定管理者の提案の受け入れや業績の適切な評価など行っているのかとお尋ねかと存じます。

指定管理者制度に関しましては、複数年にわたり施設の管理を民間事業者等に委ねることから、

指定期間中の適正な管理を確保するため、指定管理者制度導入に関する基本方針及びモニタリングに関する基準を定め、年1回の年度モニタリングのほか、四半期ごとの随時モニタリングを実施いたすとともに、自治体及び指定管理者双方のコミュニケーションの充実を掲げているところでもあります。

こうしたモニタリング等を通じて指定管理者から出されました意見・提案等について申し上げますと、初めに、高浜市公共駐車場でございますが、代表的なものとしたしましては、新規顧客開拓の方法を提案され、利用の促進及び増収を図ってはどうかというもので、料金に関するものとしたしましては、時間限定定期駐車券の導入により、夜間限定定期や休日専用定期等を発行し、閑散時間帯を効率よく運用するというもの、早朝入庫特別割引や上層階限定割引を導入し、時間貸し駐車を増加を図る新料金体系を創設するというもののほか、利用料金制を導入してはどうかとの御意見がございました。

また、利用者のサービスの向上に関するものとしたしましては、ハイブリッド車の増加を予測し、プラグイン式ハイブリッド車や電気自動車の充電ができる充電設備導入計画の策定、自動二輪車の駐車違反對策として自動二輪車受け入れ可能設備の導入計画の策定、駐車場利用者限定の無料レンタサイクルの貸し出しなどの御提案がございました。

そのほか、高浜南部ふれあいプラザにおきましては、施設の年間キャパシティの問題から、利用数の増加をもって高い評価とする基準の見直しを求める御意見がございまして、業績を適切に評価し、モチベーションの維持・向上を図る観点から、評価基準の見直しを行ったところでございます。

指定管理者にとってのインセンティブは、必ずしも金銭的なものだけではなく、指定管理者による業務運営が良好であれば、制度変更あるいは裁量権の範囲の拡大等を求める意見の受け入れは、さらなるサービス向上に向けた努力が行われることが期待され、施設の設置目的、住民のニーズや要望、条例の規定を踏まえ、それに差し支えが発生しない限りにおいてはできるだけそれを受け入れていくことが望ましいものと考えております。

あわせて、できるだけ適切なインセンティブを与えることができるよう、指定管理者の努力、実績なども適切に評価し、それを現在または次の指定管理にフィードバックしていけるような配慮も必要であると考えております。

最後に、（４）今後指定管理者制度を拡大していく予定または指定管理から市の事業運営に戻す予定のものがあるかとの御質問でございますが、平成26年4月からの第3期目となる指定管理期間を迎えるに当たり、昨年12月に、各公の施設の管理形態の方向性について取りまとめを行いました。その結果、要件が整えば直営から指定管理への移行を検討していきたい施設が4施設ございまして、高浜ふれあいプラザ、吉浜ふれあいプラザ、翼ふれあいプラザ及びいちごプラザでございました。

移行検討の主な理由につきましては、ふれあいプラザにあつては、地域団体による管理運営により住民意識の向上や地域協働意識の向上が期待されること、いちごプラザにあつては、民間ノウハウの活用、柔軟な人材活用等により専門的かつ効率的な運営が期待されることなど、住民サービスの向上に資することが理由として挙げられております。

なお、ふれあいプラザにつきましては、管理していただく予定のまちづくり協議会の意向もございませうことから、指定管理者制度のメリット等を丁寧に御説明する中で、最終的な方向性を決めてまいりたいと考えております。

最後に、指定管理から直営への管理移行につきましては、今のところは生じない予定であります、25年度の選定作業の過程において変更もあり得ることを申し上げ、指定管理者制度についてのお答えとさせていただきます。

次に、3問目、財政指標につきまして、具体的には2点の御質問をいただきましたので、それぞれお答えさせていただきます。

まず、1点目の(1)25年度予算案がそのまま実施されたとして、高浜市の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率がどのようになるのかについて財政指標ごとにお答えさせていただきます。

1つ目の地方公共団体の財政力を示す指標であります財政力指数につきましては、単年度で申し上げますと、平成23年度が0.96、平成24年度が0.97、そして平成25年度では0.97と見込んでおります。

なお、平成25年度の普通交付税につきましては、国の予算編成のおくれに伴い、平成24年度の交付実績見込額と同額を計上していることから、平成25年度の単年度の財政力指数につきましては平成24年度と同率といたしております。

また、財政力指数の3カ年平均では、平成21年度から平成23年度が1.03、平成22年度から平成24年度が0.96、そして、平成23年度から平成25年度につきましては0.97と推計いたしております。

次に、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であります経常収支比率につきましては、90.7%、平成23年度の決算と比較いたしまして0.7ポイントの増と、引き続き高い数値になると推計いたしております。

平成24年度の当初予算時と比較いたしますと、平成25年度では、経常収支比率を算定する上で、分母となります経常一般財源等は、地方交付税や臨時財政対策債などの減額に伴い、トータルで減額となっております。

一方、分子となります経常経費に充当する一般財源の総額につきましては、平成21年度にリーマンショックの影響を受け、借り入れを行った減収補てん債及び臨時財政対策債などの元金の償還が始まることなどに伴い、トータルで増加すると見込んでおり、結果として上昇したものと考えております。

経常収支比率につきましては、年々上昇傾向にあります。平成26年度からは、過去の大規模事業の市債償還が終了することに伴い、公債費が大幅に減額するといった改善要素もあることから、長期的な視点に立った財政運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、地方公共団体における実質的な公債費による財政負担の程度を示す指標であります実質公債費比率につきましては、4.0%、平成23年度の決算と比較しまして1.8ポイントの減と推計いたしております。

実質公債費比率につきましては、過去の大規模事業に係る市債の償還が順次完了してきていることなどにより年々減少しており、財政健全化法における早期健全化判断基準である25%を大きく下回っている状況でございます。

次に、2点目の御質問であります（2）25年度予算案がそのまま実施されたとして、市の債務（借金）と市の貯金（財政調整基金を含む基金の残高）がどのようになるのかについてであります。まず、市の債務、いわゆる地方債の残高であります。平成25年度末におきまして市全体で約182億6,420万円となる見込みで、平成24年度末の残高と比較しまして約7億1,495万円減となる見込みであります。

会計別に申し上げますと、一般会計では約95億6,699万円、公共下水道事業特別会計では約78億7,446万円、水道事業会計では約8億2,273万円の残高になると見込んでおり、中期財政計画に掲げるプライマリーバランスの黒字を堅持する中、いずれの会計におきましても地方債の残高は圧縮が図られている状況でございます。

次に、市の貯金であります基金の残高でございます。平成25年度末におきまして、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の総額で約15億4,765万円となる見込みで、平成24年度末の残高と比較して約3億2,282万円が減少する見込みであります。

そのうち、財政調整基金につきましては、平成25年度末では約7億1,693万円となる見込みで、平成22年度以降、年々減少している状況でございます。

その一方で、特定目的基金につきましては、平成22年度以降増加に転じており、その中の一つであります公共施設等整備基金につきましては、平成25年度末に約7億260万円となる見込みで、中期財政計画の目標である8億円に向けて順調に推移していることを申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、1点目、市役所の改善活動について御質問させていただきます。

2S活動なんですけれども、まず教えていただきたいのは、その保管の基準というか、書類がたくさん出てくると思うんですけれども、そういうときの取り決めがあるのかどうかということ。をまず教えていただきたいんですけれども、よろしくお願い致します。

○議長（北川広人） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 文書の保存年数につきましては、高浜市文書取扱規程において、文書の種類に応じて永年、10年、5年、1年といった保存期間を定めておりまして、これに基づいて運用いたしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） それと、保管場所等については決められたところに決められた形で置かれるというふうに定められているかどうか、単純なことですけれども、そういうことを教えていただきたいんですけれども。

○議長（北川広人） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 保管場所につきましては、保存期間のように特に定めはございません。ですが、それぞれの所管ごとに使用する業務担当者の配席や使用頻度、あるいは保存年限等を考慮して所管ごとに決めているのが実態でございます。

以上です。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 基本的なことが定められているということと、あと平成25年度から仕組みについて検討されるということですから、今年度、もう一度、きちっとできているかどうか、そういう視点でのチェックになるかと思えます。先ほど答弁の中でもしつけの話、出されていましたが、決められたことを決められたとおりに決められたことをやっていく、これがやっぱり基本だと思えますので、こういうことをやっぱり徹底できるようにお願いしたいなというふうに思えます。

2点目の続きましての質問の指定管理者のところでは御質問させていただきたいんですけれども、スポーツ施設の中でスポーツ用品、修繕の費用なんか自主的に実施されているということで、サービスの向上に寄与しているというお話についてはよく理解できるんですけれども、それが例えば、インセンティブの話させていただいているんですけれども、向こうのやる気にどういう形でつながっているか、そのインセンティブの範囲でどういう、取り決めは指定管理者の方が決められる話だと思えるんですけれども、利用料の収入で得たものをそういう形で、積極的、消極的というお話されていましたがけれども、どういう使い分け方されているかということ、どういう見方をされているかですね、行き過ぎはいけないと思えますし、その辺のところ、どういうふうに見られているかということをお教えいただきたいんですけれども。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（内藤克己） ただいまの御質問で、修繕の基準と申しますか、どちらが具体的に実施するか、その辺の基準をお聞きになっているかと思うんですが、指定管理者との基本協定書の中で、管理施設の修繕という条項がございます。そこには、指定管理者は必要に応じて修

繕料の範囲内で市との協議の上、修繕を行わなければならないとなっております。

修繕料の範囲内ということでございまして、具体的な金額的な基準というのはそこには定めてございません。一般的には、大規模な修繕は市のほうで、簡易な修繕は指定管理者側でと、そのように行うことというのが暗黙の基準とされておりますが、ただ、利用者からの要望が多くて、かつ緊急性が高いものにつきましては、指定管理者の判断で対応していただいているという状況でございます。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

指定管理者の最後の質問にさせていただきたいんですけれども、指定管理者の方で以前は公が請け負っている部分を民間の方に業務を委託してという形でやられていると思うんですけれども、民業とやっぱりバッティングするところ、当然出てくると思います。そのときに、指定管理者というのは多少なりとも施設の建設費用、そういうところ、維持費用、こういうところが税で賄われているという性格を考えると、ある面、民とのバッティングするところで民業圧迫にならないかという心配がございます。この辺について、どういう形で民との共存、やられているかということをお説明いただきたいんですけれども。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 指定管理者制度と民業との関連でございますが、指定管理者制度は公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、公共サービスの向上を図るとともに経費の削減を図るものでございますが、その実施に当たりましては、行政が必要以上に関与することで、ただいま御指摘をいただきましたような民業を圧迫することがないように留意をして制度を運用しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 具体的に言いますと、指定管理者制度で新たに始めるときに、民間の事業者との状況、こういうことは多分確認されていると思うんですけれども、契約更新に当たって、状況が変わってくるものですから、そのときにどういう形でまた見直されているかということをお具体的に御説明いただけませんか。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 指定管理者制度の導入に際しまして、施設のあり方でありまして、その方法をどこから調達するのかということはその入り口のところで検討をいたしております。その中で、市の関与が政策的に必要であるような施設は、それは当然、市のほうが担うべきでしょうし、また、民間に同じようなサービスがあるけれども、それが民間の参入メリットがないでありますとか、民間参入の可能性がない場合、こういった場合もございまして、この部分はやはり公が担うしかない分野だと思っております。そういったことで、民間参入の可能性はあるかどうか

も踏まえて、そこをすみ分けとして考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。世の中の状況というのはやっぱり変わってきますんで、今決めた制度が10年後に当てはまるかどうかというのは、これはそのときそのときにやっぱりその状況に合わせて判断いただきたいというふうに考えておりますので、今後もそういう見方をさせていただければというふうに考えております。

最後になりますけれども、財政指標についての質問をさせていただきます。

こちらのほうは、御答弁の中で経常収支比率の説明の中で、平成26年度から過去の大規模事業の市債の償還が終了して、公債費が大幅に減額になるということを御説明いただきましたけれども、どれくらいの金額が減少して、今後の大きな減額、何かつくったときに市が市債を発行して借金をして、それを返しているわけですが、返していくタイミング、そういうところが大きくあらわれるものですから、ちょっと私どものほうでよくわからないので、そういうところを具体的なところでわかる範囲で御説明いただきたいんですけれども。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） まず1点目の御質問ですが、今後、どのくらいの金額が減少するのかという御質問ですが、平成26年度では約10億6,000万円の公債費になるというふうに見込んでおまして、25年度の当初予算案と比較をいたしますと2億6,800万円程度が減少となるという見込みでございます。

それから、もう1点の今後大きく減額となる時期と金額ということでございますが、現在の状況がそのまま継続すると仮定した場合で申し上げますと、平成26年度のように大きく減額となるような時期はない状況でございます。あえて申し上げますとすれば、平成37年度に対前年度で9,000万円程度の減となるのが最も大きな減額となっております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

それと、市の財政状況ということで、私もよくわからないところがあるんですけれども、一般の家庭でも運転資金というか、先ほど登壇したときに家のローンのお話しましたけれども、多少やっぱり手持ちの余裕資金がないと何か起こったときに耐えることができない。それが市の持っている財政調整基金であり、その他の基金だというふうに考えているんですけれども、高浜市構造改革推進検討委員会報告書の中で、その余裕資金が市によっていろいろ違いがあるにしても、一応25億円という目標を立てられて計画を進められていたと思うんですけれども、実際に高浜市としてどれぐらいの余裕があれば行政サービスを運営していく上で支障が出ないというふうにお考えなのか、ちょっとその辺をお教えいただきたいんですけれども。

○議長（北川広人） 財務グループ。



○財務G（竹内正夫） 財政調整基金等の基金の必要額ということでございますが、明確な規定はございませんが、一般的には標準財政規模の10%であるとか市税収入の10%というふうに言われておまして、これに基づいて試算をいたしますと、高浜市の場合は8億から9億円程度が必要であるということになります。

議員おっしゃるとおり、構造改革のときには、市税収入の3分の1以上は最低限必要であるというふうに、当時の財政状況を踏まえて25億円という目標額を掲げたところではありますが、その後、リーマンショックの影響を受けたというようなこともございまして、目標額は達成には至っておりません。その後の目標額についても不透明な状況になっているというのが現状であります。

来年度は、中期の基本計画に合わせる形で新たな中期財政計画を策定する年度に当たり、あわせて長期的な財政見通しについても公表していくことを予定しておりますので、そういった中で、市にとってどのくらいが適正なのかということをしかりと調査、分析をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、あくまで参考としてお聞きしたいんですけれども、高浜市の財政規模を考えたときに、冒頭、壇上で個人の場合、家のローンは年収の3倍というお話させてもらったんですけれども、市として行政サービスを低下させずに今の現状の税収状況の中でやっというところとすれば、どれぐらいの借金までが何とかやっという範囲になるかというのを、概算で結構ですから、考え方も結構です。その辺で目安という形で、ひとり歩きするといけないとは思いますが、そういうことをお答えにくいと思いますが、お答えいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） これまでの公債費の推移につきましては、最も多いときが平成16年度で約22億円、ここ数年につきましては約13億円台で継続をしておまして、先ほどお話ししたように26年度では10億円程度までに減少するというところでございます。

公債費の償還限度額ということでございますが、あくまでも参考ではございますが、現在の財政状況から判断をいたしますと、現状の金額、12億から13億円程度が一つの目安になるのではないかと、この金額を超えることはできないであろうというふうに考えているところであります。

先ほど申し上げましたように、新たな中期財政計画、それから長期の財政見通しを策定していく予定でございますので、その中でしっかりと検討をしてみたいと考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。非常にお答えにくい範囲だと思います。昨年も公共施設のあり方の中で、先ほど中期の財政計画のお話されましたけれども、やっぱり何十年のス

パンにわたってどういうふうになるかというのが、すごく将来に対して負の遺産を残していかないという意味でも何らかの形で、ひとり歩きしない目標になると思うんですけれども、実現性のある、そういうものをどこかのタイミングでつくっていかないと、本当に高浜市にとって自立していける自治体になるかどうかというのは、その辺のところでも決まってくると思いますので、慎重に、いろいろ御意見あるかと思えますけれども、調整しながら財政運営に努めていただきたいなというふうに考えております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時05分。

午前10時55分休憩

---

午前11時3分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、黒川美克議員。一つ、福祉行政について。以上1問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） 皆さん、こんにちは。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、2問の質問をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

まず1問目、障がい者の就労支援について質問をいたします。

障がい者の雇用を進めていく根底には、共生社会実現の理念があります。障がい者が、ごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めていくことが重要であると考えます。しかしながら、障がい者の民間企業における雇用状況を見ますと、法定雇用率である1.8%には達しておらず、いまだ厳しい状態にあるといえます。

国においては平成22年4月に、障害者自立支援法にかわる新たな法律の制定に向けて障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において本格的な議論が開始されました。障害者権利条約の批准に向け、障がい当事者、関係者、学識経験者等の参加のもと検討が重ねられ、平成23年8月に新法に関する骨格提言がまとめられました。しかし、新法である障害者総合支援法では、就労支援のあり方については法の施行後3年をめどとした見直しの中で検討されることとなり、重要な課題については先送りする形となっております。

そのような中であって、本市においては、平成23年4月に障がい者の就労支援を主に担う就労担当相談員を配置し、障がい者の就労支援に力を注いでいると伺っております。

そこで、この2年間における障がい者の就労支援における取り組みと取り組みから得られた成

果、そして成果を踏まえた今後の取り組みの方向性についてお伺いをいたします。

次に、2問目、生涯現役のまちづくりについて質問をいたします。

生涯現役のまちづくりは、山口県にある夢のみずうみ村がモデルだということを聞きましたので、平成25年1月29日に夢のみずうみ村山口デイサービスセンターとスーブ屋さん夢結びを視察し、1月30日に夢のみずうみ村防府デイサービスセンターを視察してきました。

山口デイサービスセンターは、NPO法人夢の湖舎が経営しており、もともとは療育サークル活動を行っていたとのことで、2000年の介護保険スタートを契機に介護保険事業にも進出し、NPO法人格を取得し、1日平均110名余の方が利用しており、利用者の数も多いが、男性利用者の多さが目につきました。山口デイサービスセンターでは男性対女性の比率は6対4、防府デイサービスセンターでは4対6とのことでした。また、両施設とも施設内の一角にがやが屋という部屋を設け、障害児デイサービスも実施していました。

水先案内人という役割の利用者の説明を受けながら両施設の見学をしました。

夢のみずうみ村デイサービスの大きな特徴の一つとして、自分でプログラムを選択することが挙げられます。1日の始まりはメニューづくりから始まります。メニューボードから好きなメニューを選び、午前10時から午後4時までを1時間単位で刻んだ升となっている自分のスケジュールボードに張っていきます。誰がいつ、どんな過ごし方をしているのか、このスケジュールボードを見ればすぐわかるようになっています。メニュー作成後、職員がバーコードで登録し、パソコン管理もされています。メニューは100種類以上あって、海辺にある防府デイサービスセンターではクルーザーを所有し、魚釣りをすることもできるそうです。人気メニューは抽せんになるとのことでした。

施設に入ると、入り口にはつえ入れがあります。目をやると、「つえをとってテーブルで伝い歩きの練習を！」と張り紙がありました。広い施設内にはふぞろいのたんすが配置されており、たんすを伝わりながら歩けるよう配慮もされていました。ワンステップ・ワングッズという理念で、一步、歩けば持つところがあるようにすることで、家庭や町なかと同じ環境の中で歩くりハビリにつながっていました。

また、入口から食堂にかけての通路は天井から垂れ幕やぼんぼりのような飾りや家庭にある蛍光灯等が多数ぶらさがっていました。障害物を避ける訓練にもなっているというこれらのものは、見渡しにくくなることで利用者の落ちつきにもつながっているとのことでした。また、蛍光灯は肩を上げて点灯することが腕のリハビリにもつながるので、行うよう張り紙がありました。

施設内は活気があって、利用者の顔が生き生きとしていました。両施設ともかなり広く、その広さを生かした訓練メニューも用意されていました。長い廊下には傾斜や段差もあり、階段を除けば手すりも設置されていませんでしたが、ゆっくりとたんす等の家具や壁などを伝い歩きする姿がたくさん見受けられました。水先案内人の方の「ここは介護より見守り。どこかで職員が見

守ってくれている安心感があるから動くことができる」と言われたことが印象的でした。

もう一つ、このデイサービスの特徴の一つが、村内通貨ユーメです。各種メニューに参加するためにはこのユーメが必要であり、これがリハビリに取り組む意欲を引き出す仕掛けにもなっています。紙幣の種類は1ユーメ、5ユーメ、10ユーメ、20ユーメ、50ユーメ、100ユーメ、500ユーメ、1,000ユーメ、5,000ユーメの9種類がありました。

通所を始めると7,000ユーメが与えられます。しかし、あんま、プール等、ユーメを支払って参加するメニューを選んでばかりいると、どんどんユーメは減ってしまうため、ユーメをふやす手だてが必要となります。歩行訓練を行う、クイズに正解する、施設を案内する、講座の指導者になる、カジノでもうける等、頭脳、体力、各自の得意な分野で、活動のための資金稼ぎを行います。

ユーメがたまれば、事務所で貯金ができます。反対に不足するようであれば、借用書を書き、利息つきで融資を受けることができます。現在はややインフレぎみのユーメとのことでしたが、職員でユーメ委員会を設けて、定期的にユーメの価値を検討しているとのことでした。

スタッフのユニークなアイデアで訓練メニューや施設にさまざまな仕掛けがされており、例えば、広い施設内を歩くことで歩行訓練を行えばユーメが獲得できたり、その歩く廊下にも多数の張り紙があり、歴史、時事問題やスポーツ、芸能等さまざまなジャンルのクイズがあり、そのクイズに回答することでもユーメを獲得できます。難題は家庭やデイサービスのパソコンを用いて調べて回答することも可能です。これもリハビリの一つということでした。また、壁の至るところに張られている歴代首相の名前や落語の一節等を暗唱することでもユーメが獲得できます。

ほかにも、メニューの中で、料理教室、パン教室もありますが、調理したものはその場で食べてしまうのではなく、夕食のおかずや翌日の朝食にするなど、必ず家に持ち帰ってもらうことにしているとのことでした。施設で習得した技能や体験を家庭・日常生活でも生かしてもらう宅配リハビリテーションとして、施設以外でもリハビリが継続されることを狙いとしているとのことでした。

料理以外にも、手芸プログラムにおいては、施設で苗まで育てた藍を自宅で育てて葉を収穫し、それをまた施設に持ってきて藍染めを行ったり、ラベンダーも同様に株分けをして家で育てたものを使ってドライフラワーにして手芸作品に利用したり、訓練のための訓練ではなく、訓練を訓練と思わせないさりげない形で日常生活と結びついていました。

食事のときの風景も独特でした。昼食はバイキング方式でテーブルに1列に用意され、食器棚から自分の茶わん、湯飲み、箸が入った保管箱を取り出してお盆に乗せ、列に並びます。自分が食べたい量だけを盛りつけていきます。お盆を持たない人はワゴンに載せて、もたれながら移動していきます。自分で行うから時間もかかりますが、職員の見守っている姿が見られました。

全員が一斉に食事をするわけではありません。各自のペースを大切に、食べ終えた人から、厨

房のほうにある食器洗いのおけに茶わん、皿、箸に分別して入れます。職員が洗い終わった食器は、食堂のテーブルに利用者全員分並べられ、この中から保管箱に張られた写真も参考にしながら自分の食器を探し出してしまい、各自で棚へ片づけます。保管庫の上には5ユーメが置かれているので、片づけた人にはユーメを獲得できるようになっています。

3時前になると、1階の食堂に利用者が集まり始めました。3時からカジノが始まるためです。ルーレット、花札、ボーリング、輪投げ等が用意されます。もちろん、かけるのはユーメですが、新聞に「デイサービスセンターでカジノ」との報道がされ、警察が来たこともあったそうです。どのコーナーも、かなり熱中した生き生きとした姿が見受けられました。片麻痺の方が楽しそうに麻痺した手も使いながら紙幣を数える姿が印象的でした。

帰りの送迎も独特で、3時45分ごろになると、食堂の一角に送迎車の写真と出発時間、その車に乗る利用者の名前が車ごとに掲示されます。10台以上ある送迎ワゴン車は、車体に大きく書かれた「夢」の文字の色が異なっており、同じ色の車はありません。利用者は自分で色を覚えて、その時間に帰ります。中には自分で車を運転し、通う利用者も若干ですが、いるとのことでした。

スープ屋さん夢結びは、NPO法人夢のみずうみ村が運営しています。「80歳になっても稼ごう。障がいという不便さを持っていても稼ごぞ」を合言葉に、厚生労働省のモデル事業に認定され、平成23年3月28日にコンビニだった店舗を改装してオープンしたそうです。店に到着したのは12時過ぎでしたが、店内には、サラリーマン風の方から小さいお子さんを連れた家族連れの人もいれば、高齢の方もみえ、客層もバラエティー豊かでした。

お店の目玉は、名前のおり特製スープでした。トマトスープやショウガスープ、ゴボウスープ、季節の野菜スープ等、温かいスープが6種類、冷たいスープが2種類。ほかにも、空揚げや煮物、焼きそば、マカロニサラダ等の手づくりの総菜、生野菜サラダ、御飯やすし、おむすび、パンも3種類ほど、デザートやコーヒー、健康茶等、ドリンクもついてビュッフェ形式で食べ放題で大人が750円、小学生が400円、未就学児が280円、3歳以下が無料ということで、営業日は月曜日から金曜日まで11時から15時までで、テイクアウトもできるようになっていました。さまざまなメニューに目移りしながら食事をいただいていると、にぎやかな店内をゆっくりと食器を補充する高齢の女性の姿がありました。

デイサービスの利用者の中から希望者を集め、店の1日を4人から6人の利用者とスタッフ3人で切り盛りをしているとのことでした。利用者は夢結びまで送迎を受け、調理やトレー拭き等、それぞれの能力に応じた仕事をするそうです。座りながら作業ができるよう椅子を用意したり、休憩時間を店が混む正午前にとるように配慮したり、店では県の最低賃金を確保しているとのことでした。

責任者の方に聞くと、経営は順風満帆ではないとのことでしたが、スタッフの皆さんの生き生きと働かれている姿が印象的でした。

夢のみずうみ村山口デイサービスセンターと防府デイサービスセンターとスーパ屋さん夢結びを視察し、特に感じたことは、施設職員が積極的に介助するのではなく、障がい者の方がお互いに助け合いながら、健常者と障がい者の方が全然違和感なく一緒に生活していることでした。高浜市が計画している生涯現役のまちづくりの原点がここにあるような気がいたしました。

夢のみずうみ村は施設ですので、こういったことができますが、高浜市の生涯現役のまちづくりは、高浜市のまち全体でこのようなことを行っていこうということだと思いますが、これまでの取り組みとその成果、今後の取り組みについてお尋ねをして、1回目の質問を終わります。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（北川広人） 福祉部長。

〔福祉部長 神谷美百合 登壇〕

○福祉部長（神谷美百合） それでは、黒川美克議員の1、福祉行政について、（1）障がい者の就労支援について、（2）生涯現役のまちづくりについて、それぞれお答えを申し上げます。

初めに、（1）障がい者の就労支援についてお答えいたします。

ただいま黒川議員からの御質問にありまして、障がいのある方が地域の中で生活し、地域の一員として活躍していただくためには、社会への参加の機会と経済的な自立が必要であります。そのためには就労は欠かすことのできないものであり、障がいのある方の能力を發揮できる雇用の場を確保し、継続して働いていただけるよう支援することが求められております。

しかしながら、リーマンショック以降、市内や近隣地域の企業における障がい者の求人は減少し、障がいのある方の就労については、これまで以上に厳しい状況が続いております。

また、企業においては雇用した障がいのある方への対応に苦心しているケースや、定着できずに仕事をやめてしまうケースも出てきており、障がいのある方にとっては、働くより働き続けることのほうがさらに難しいとされる現実がございます。

一方、就労支援事業所では、利用者の適性評価などのアセスメントの実施から就労に向けてのプランを立てるまでの仕組みが確立されていないことや、支援者である職員のスキルの向上を図る機会が少ないこと、また、利用者が働くことへのイメージが持てないことなどにより、就労につなげることが困難な状況にあります。

これらの問題の解決に向けまして、本市では平成23年4月、市の障害者相談支援事業所に就労を含めた生活全般における支援を統括する総合コーディネーターを配置するとともに、就労支援を行う専任のスタッフとして就労担当相談員を配置し、障がいのある方の就労支援体制の強化に取り組み始めました。

そこで、御質問のありました本市における平成23年4月からの2年間の取り組みと成果についてお答えを申し上げます。

これまでに4つの支援策に重点的に取り組んでまいりました。まず、1点目としまして、就労

支援事業所と利用者への支援策では、これまで年に1回または2回の開催であった高浜市障害者就労支援会議を、市内の5つの就労支援事業所、碧南にあるあおみJセンター、そして市の障害者相談支援事業所の7つの事業所の支援者の参加のもと、毎月1回定期的に開催することといたしました。

就労支援会議では、ケース検討や事例研究をもとにしたアセスメントの仕方や支援計画を立てる方法など、支援者のスキルの向上につながる勉強会を開催いたしました。また、利用者の方に就労に対する自信と意欲を持っていただくために、利用者の対人スキルなどの社会適応能力を高めるための訓練、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や、障がいのある方が就労している企業の見学会を開催するなどの研修会を実施いたしました。

これらの取り組みから、支援者の方には適切なアセスメントの仕方を理解していただくことができ、その後の職業評価や職場実習につなげることができました。また、就労に不可欠な対人スキルについても意識していただくことができました。一方、利用者の方には、挨拶や報告などのコミュニケーションがしっかりできるようになったことや、みずから障がいのある方の就労している姿を目の当たりにしたことで、就労に対する不安の解消や意欲の向上といった成果が得られました。

また、市内の就労支援事業所の支援者が近隣市の就労支援事業所の支援者との定期的な交流や合同企画事業の実施を通してスキルの向上を図る場として、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の支援者で、就労支援Thanks（サンクス）という組織を立ち上げました。この組織では、昨年11月に、これまで名古屋市で行われていたジョブコーチ東海セミナーを初めて高浜市で開催いたしました。その企画運営に、先ほど申し上げた就労支援会議のメンバー全員が参画し、講師を行うなどにより、大きな自信につながったと考えております。

次に、2点目として、障がいのある児童とその家族、学校等への支援策では、昨年1月から7月にかけて、こども発達センターとの共同企画で全5回の連続研修「子ども達の輝く未来を考える」を開催いたしました。この研修では、主に障がいのある児童の家族や学校等の関係機関の支援者を対象に、障がいのある子供が地域で働く大人になるまでに必要な準備や考え方、障がいのある方の企業で働く姿や企業の取り組み、療育から教育、教育から就労へとつなげていくための関係機関の連携の重要性などについての説明を行いました。

参加された家族の方からは、「就労に向けて、小さいころから子供に家庭での役割を与えることの必要性が理解できた」「将来、子供の就労は諦めていた。でも、諦めなくてもよいことがわかった」など、就労についてのイメージや可能性を持っていただくことができ、そのためにはどんな準備が必要かということを理解していただくことができました。

また、特別支援学校高等部や中学校特別支援学級の生徒10名に対し、学校と連携しながら、本人や家族との面談の実施、作業学習の見学、職場実習実施に当たっての企業との交渉や職場実習

への同行などを行い、在学中から学校と一緒に就労に向けての支援計画を作成いたしました。この取り組みにより、学校との信頼関係を築くことができたことと、障がいのある生徒に早い段階から就労についての意識と意欲を持っていただくことができました。

次に、3点目として、就労されている方への定着支援策では、就労している18名の方に対し、職場を訪問して、本人や企業の担当者との面談や仕事の様子の確認を行うとともに、必要に応じていきいき広場において面談をするなど、働き続けるために必要な支援を行いました。

また、働く仲間同士が中心となってグループ活動を通じての相談や情報交換をすることで、対人スキルを学び合うことや、友達をつくって余暇を楽しむきっかけにすることなどを目的に、昨年2月に働く仲間のつどい（絆ねっと）を立ち上げ、企業などで就労している障がいのある方を対象に毎月定期的に開催をしてきました。

これらの定着支援を実施したことにより、働き続けていただくことができました。また、昨年のわくわくフェスティバルにおいて実施した「ポッチャにチャレンジ大会」では、絆ねっとの参加者が審判係や得点係として大会運営に協力していただき、社会への参加の機会をつくることができました。

最後に、4点目として、就労の場を確保するための職場開拓支援策では、企業が障がいのある方を雇用するまでの流れや就労担当（ジョブコーチ）の役割などを掲載したパンフレットを作成いたしました。そして、リストアップした市内企業121社のうち、これまでに36社の企業への訪問を行い、パンフレットの配布と内容の説明を行うとともに、障がいのある方に適した仕事の有無、実習の可能性、就労の可能性などについて伺ってきました。また、並行して、就労意欲の高い12名の方に対して、企業との職場実習の交渉、履歴書の書き方、面接の練習や面接への同行などの支援を実施いたしました。その結果、昨年度は1名、本年度は5名の方を企業での就労につなげることができました。

次に、これまでの成果を踏まえた今後の取り組みの方向性についてお答えをいたします。

これまで重点的に取り組んできた4つの支援策については、着実に成果があらわれてきているため、継続して取り組んでいくとともに、支援策の拡充や新たな支援策にも積極的に取り組んでまいります。

拡充や新たな支援の平成25年度の具体策としまして、まず1点目として、本年度、就労支援会議において実施したS S T（ソーシャルスキルトレーニング）を就労支援事業所における日ごろの活動でも実践できるように、支援者を対象にしたS S Tの技法と視点を学ぶ研修会を企画してまいります。

また、就労支援T h a n k sにおいて、昨年開催したジョブコーチ東海セミナーからのつながりを持たせるためにジョブコーチ実践フォーラムの開催を企画し、就労支援事業所の支援者のさらなるスキルの向上に努めてまいります。



2点目として、アセスメントの機会をふやすことや障がいのある方の就労意欲の向上と課題の克服を目的に、就労支援事業所の利用者が事業所に籍を置きながら6カ月間程度、企業と短期間の雇用契約を締結し、給料の支給を受けながら就労を体験していただくチャレンジ雇用制度を高浜市総合サービスの協力のもと、実施してまいります。また、同様の目的で、社会福祉協議会の2つの事業所において職場実習を定期的実施し、職場実習の機会の拡充を図ってまいります。

3点目として、昨年、こども発達センターとの共同企画で開催した連続研修「子ども達の輝く未来を考える」を開催してまいります。昨年は、小さいころから就労のイメージを持っていただくことに主眼を置いていましたが、来年度は、働き続けることとかがわりの深い、将来の生活面でのイメージを持っていただけるような企画を検討してまいります。

4点目として、障がいのあるおおむね小学校5年生から高等部1年生までの児童・生徒を対象に、地域の方がジョブサポーターとなって、地域の企業での職場体験を行うふれジョブを高浜南部まちづくり協議会とタッグを組んで実施してまいります。来年度の上半期でプログラムをつくり、下半期からの実践を目指しておりますが、この取り組みにより、早くから就労に対し意識していただくといった成果が期待されるとともに、障がいのある方の就労について住みなれた地域において理解していただくことができ、そして支援者の発掘につながるものと考えております。

最後に、障がいのある方の就労の場を確保し、働き続けていただくために、これからも効果的な取り組みを地域の理解と支援を得ながら進めてまいりますので、御支援賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きして(2)生涯現役のまちづくりについてお答えさせていただきます。

高浜市では、平成23年10月に生涯現役のまちづくり調査研究委員会を立ち上げ、市民委員による議論をスタートいたしました。この生涯現役のまちづくりは、介護予防を目的とした高齢者の居場所づくりと生きがいつくりの事業であり、黒川議員が視察に行かれた夢のみずうみ村の取り組みを参考にさせていただくとともに、藤原代表にも積極的にかかわっていただいております。利用者一人一人が100種類以上あるプログラムの中から自分のやりたいことを自己選択、自己決定すること、利用者の残存能力を引き出すために意図的にバリアを設置していること、施設内通貨ユーマを使って利用者の生きがい、意欲を引き出していることなど、夢のみずうみ村のユニークでアイデアにあふれた取り組みは、黒川議員がおっしゃるとおり生涯現役のまちづくりの原点であり、高浜市では夢のみずうみ村で実践されている各種介護予防の取り組みを市内のさまざまな社会資源を活用し、実施してまいりたいと考えております。

さて、調査研究委員会を立ち上げた初年度においては、将来的に高齢者の皆さんの生きがいを引き出すための居場所となる健康自生地を探す活動や、効果的なプログラムについての調査研究を実施いたしました。また、夢のみずうみ村の現地調査にも出向き、高浜市の町なかにある社会資源において、どのような形で生かすことができるのかを議論いたしました。その後、本年度に

入ってからは、調査研究委員会メンバーをプログラム調査・実証チーム、高浜南部モデル地区チーム及び吉浜モデル地区チームの3つのグループに分けて、それぞれのテーマに沿った議論を展開しております。

まず、プログラム調査・実証チームにおきましては、高齢者の皆さんが自宅に閉じこもることなく仲間と一緒に町なかへ出かけていただくために、情報発信の仕組みづくりを行っています。きょうはどこの施設でどのような楽しいプログラムが実施されているか、どこのお店で健康的なランチを食べられるのかといった情報が簡単に入手できるよう、生涯現役のホームページを作成しております。このホームページは、高齢者の方でも簡単に操作できるよう、一つ一つのボタンを大きくしたタッチパネル式になる予定でございます。また、携帯電話やスマートフォンへの情報発信に加え、来年度は生涯現役のまちづくりの情報紙づくりにも取り組み、秋口に全世帯配布することを考えております。

次に、高浜南部モデル地区チーム及び吉浜モデル地区チームにおきましては、それぞれの地域において、公共施設や商店、企業といった地域資源を活用した具体的な議論を展開し、一部実験・実証をスタートしております。

まず、高浜南部地区におきましては、昨年10月に、トライアルと称して実際に幾つかのプログラムやメニューを実践し、地域の多くの皆さんに参加していただきました。その結果、ざっくばらんなカフェ田戸町店、脳活性発汗ニコニコ体操及び心もすっきりインドアゴルフ会が、昨年12月より毎週定期的に開催されることになりました。加えて、今月下旬からはトライアルの第2弾を企画し、南部公民館において、書道、囲碁教室、ボッチャ、シルバー川柳などを開催する予定です。

一方の吉浜地区では、地域で活動している各種団体の調査を実施しております。地域で活動を続ける団体を1冊の冊子にまとめて、4月下旬から5月にかけて地域の皆さんにお配りする予定です。実際に、公民館やふれあいプラザといった施設では、数多くの団体がさまざまな活動を展開しています。この冊子を見て自分に興味のある団体活動に参加することで、外出のきっかけになると考えております。

また、地域資源である特別養護老人ホーム高浜安立荘に御協力をいただき、全てのプログラムに回想法の要素を付加し、認知症予防につなげることも調査しています。

さて、3つのグループの活動状況を報告させていただきましたが、実は昨年12月に、行政職員と日本福祉大学高浜事業室の職員で課題解決チームを立ち上げました。現在、課題解決チームでは、高齢者のやる気を引き出すための仕組みについて検討しており、夢のみずうみ村が施設内通貨のユーメを使って利用者のやる気を引き出していることをヒントに、高浜市といたしましては、昨年度から元気高齢者応援事業としてスタートしたいいき健康マイレージをうまく活用したいと考えております。生涯現役のまちづくりに参加すれば健康づくりポイントが、さらに、担い手

側に回れば福祉ボランティアポイントがたまるよう制度を見直し、年間100ポイントというマイルーの限界も取り外す方向で検討しています。生涯現役のまちづくりに参加したりお手伝いしたりすることにより、ポイントがどんどんたまる仕組みにすること、加えて、ためたポイントを地域のために役立てることができるようにすることで、ポイントを集める一つの目的として、積極的に外出していただきたいと考えております。

また、自宅や空き店舗、公共施設の空き時間などを活用し、高齢者の皆さんが自由に集い、交流することができる居場所を市内に多く設置するため、新たに助成制度を創設して、その活動に対する支援を行いたいと考えています。高浜南部モデル地区チームが設置したざっくばらんなカフェ田戸町店などは、高齢者の居場所づくりの代表例といえます。今後、新たに高齢者の居場所として活動支援させていただき施設や空間につきましては、健康自生地として認定し、広く周知を図るとともに、ホームページなどを通して、実施されるプログラムやメニューを情報発信してまいります。来年度は、こういった高齢者の居場所を市内に20カ所程度設置してまいります。

次に、今後の取り組みにつきましては、今年度から具体的な調査研究を開始した高浜南部地区及び吉浜地区を中心に、高齢者の皆さんが出かけよう、足を運んでみようと思うようなプログラム、メニュー、居場所を数多く創出してまいります。来年度は、地元商店や企業にアプローチをかけ、一つの例として、店頭や店内に机や椅子、ベンチなどを置いていただき、新しい交流スペースを生み出したいと考えております。あるいは、農家などにも声をかけ、休耕地を活用して高齢者の皆さんに農作業を楽しんでいただくなど、日常的にすること、やってみようと思うことを一つでも多く作り出してまいりたいと考えています。

そして、いきいき健康マイルーの仕組みを充実させるとともに、ホームページを初めとした情報発信をスタートさせ、生涯現役のまちづくりを稼働してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔福祉部長 神谷美百合 降壇〕

○議長（北川広人） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、障がい者の就労支援に向けてでございますけれども、これまでいろいろな取り組みを行っていること、そして、少しずつではありますが、成果も出てきていること、また、新たな取り組みにも今後チャレンジしていくということで理解ができました。

そこで、再質問ですが、本年4月に障がい者の法定雇用率が引き上げられますが、民間企業では現行の1.8%から2.0%に引き上げられますが、今回の引き上げを行政としてどう捉えているのか、御答弁をお願いいたします。まずお願いいたします。

○議長（北川広人） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 今回の法定雇用率の引き上げを市としてどう捉えているかというこ

とですが、先ほどの答弁の中で、職場開拓に向けての企業への訪問を実施しておりますことを申し上げましたが、本年度訪問した企業の中から、法定雇用率の引き上げに伴い、障がいのある方を雇用したいので協力していただきたいとの御依頼がございました。そこで、就労担当が適任者を選任いたしまして企業との面談や職場実習等の支援を行ったところ、無事採用をしていただくことができました。

このように、市といたしましては、今回の法定雇用率の引き上げは障がいのある方を就労につなげる大きなチャンスであると捉えております。今後も職場開拓に向けての企業訪問を実施し、受け入れの可能性の高い企業への積極的な働きかけを行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） どうもありがとうございました。今回の法定雇用率の引き上げによる成果も既にあらわれているということですが、平成27年4月には、法定雇用率を下回る事業所に義務づけられている納付金の納付対象が、労働者が200人を超える事業主から労働者が100人を超える事業主とする適用対象の拡大も予定されているとのことですので、これらの追い風に乗ってさらなる成果を上げていただき、共生社会の実現に向け、一步一步前進していただきますことをお願いいたします。

それでは、続きまして、生涯現役のまちづくりの再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、高齢者の居場所を市内に20カ所程度設置したいと答弁がありましたが、候補地がわかっておれば教えてください。

それから、また、利用者の移動手段について、今、私どものほうはいきいきバスを市内で走らせておるわけですが、これも上手に利用していただきますと、いろいろな方に利用していただいて皆さん方が外出していただけるかなと、そういったことも考えますので、そういったいきいきバスの利用を検討する考えはないか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（北川広人） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） 高齢者の居場所につきましては、現在、モデル地区として調査研究をスタートさせております高浜南部地区及び吉浜地区を中心に設置してまいりたいと考えておりますが、その他の地区におきましても、地域の皆さんですとか地元の商店さん、企業さんの御協力を賜りまして、幾つか設置できればと考えております。将来的には、平成26年度までに各小学校区にそれぞれ10カ所、市内合わせて50カ所程度設置してまいりたいと考えております。

また、高齢者の皆さんの移動手段につきましては、職員を中心としました課題解決チームで議論をいたしております。現在、いろいろなアイデアを出して検討を進めている段階でありまして、黒川議員おっしゃるように、いきいき号の利活用も含めまして、さまざまな可能性を追求してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） どうもありがとうございました。

私は、生涯現役のまちづくり事業は将来、医療費の抑制にも大きく寄与する事業だというふうに思っておりますので、ぜひこの事業が成功するように努力をしていただきますように、よろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時46分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、災害時要援護者の避難支援について、一つ、アレルギー対策について、以上2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） それでは、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしくお願います。

初めに、災害時要援護者の避難支援について。

災害はいつ襲ってくるかわかりません。政府は、南海トラフを震源とする巨大地震で死者が最大32万人との予測を発表しました。こうした災害に備え、高齢者や障がい者など災害時要援護者の支援体制の確立が急がれております。

地震や津波などが発生しますと、高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児などは1人で避難するのは難しいわけで、こうした災害弱者は災害時要援護者と位置づけられております。東日本大震災でも、犠牲者の多くが高齢者でした。今後も高齢化やひとり暮らし世帯の増加で要援護者はますますふえていくことが予想されております。

東海・東南海・南海地震の3連動地震などに備え、その対策は緊急課題となっております。政府は市区町村に対し、ガイドラインを参考に要援護者が避難する際の優先順位などの方針、全体計画、災害時要援護者名簿、個別計画を策定するよう求めています。個々の要援護者に対して誰がどこに避難させるかを具体的に定めるものが個別計画ですが、要援護者の犠牲を最小限に抑えるためにも、個別計画の策定や名簿の整備は重要です。

国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインでは、災害が発生したときの要援護者の避難支援につきましても、1、防災関係部局と福祉関係部局等の連携が重要で要援護者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制の整備、2、要援護者情報の収集・共有、発災時の活用、3、要援護者の

避難支援者を定め、避難行動支援計画・体制の具体化、4、避難所における支援、5、関係機関等との連携が重要、そのため、避難所における要援護者用窓口の設置や災害時における高齢者、障がい者等への福祉サービスの継続、要援護者避難支援連絡会議等を通じた緊密な連携の構築が重要ですと、課題の1から5まで具体的な取り組み内容が示されております。

本市におかれましても、国のガイドラインを参考にし、特に福祉部との連携を図りながら、いつ襲ってくるかわからない災害への備えとして、要援護者の支援につきまして全力で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、本市におかれましては今後どのように要援護者支援に取り組んでいかれるのか、本市における災害時要援護者支援の進捗状況と今後の取り組みにつきましてお尋ねをいたします。

また、個別計画の作成も必要ですが、発災時には避難所等での安否確認や避難所生活の支援に活用され、効率よく的確な支援につなげることができます。避難支援プラン、個別計画の作成にも取り組んでいただきたいと思います。どのようなお考えなのかお尋ねをいたします。

また、実際に災害が起きてしまった場合、要援護者にとりましては、バリアフリーやある程度のスペースが確保され、介助員などが配置されました福祉避難所の設置が重要になります。健康な人にとりましても避難生活は過酷なものです。東日本大震災におきましても、避難生活が長期化し、病気や体調の悪化などが原因で亡くなる震災関連死が相次いだことは記憶に新しいと思います。要援護者が安心して避難所での生活を送ることができるよう、各地域に福祉避難所設置が必要ですが、対象となる方全員が収容可能となるよう配慮しなければと思います。福祉避難所の設置につきましてどのようなお考えなのかお尋ねをいたします。

阪神・淡路大震災を機に兵庫県西宮市情報センターが開発しました要援護者管理システムは、災害時の救援活動や被災者の各種手続を円滑に行い、災害時の安全網の強化につながります。高齢者や障がい者などの要援護者を事前に把握するシステムで、要援護者台帳の検索や地図上から要援護者の検索や抽出を行うことができます。また、要援護者の家だけでなく、必要な支援や支援者の緊急連絡先なども表示され、さらに、体の不自由な箇所も把握でき、災害時により迅速な対応ができるものです。本市におかれましてもぜひ導入されてはとありますが、どのような見解をお持ちなのかお尋ねをいたします。

東日本大震災では、避難誘導中だった支援者が命を失うなど、避難支援者の負担軽減と避難行動時間の短縮など支援者の安全確保は大きな課題でもあります。支援者の負担を軽減するためには、防災訓練に支援者や要援護者にも参加していただき、要援護者に対する安否確認、避難誘導訓練など実際に体験していただくことが必要ではないでしょうか。

静岡県御殿場市では、毎年避難訓練に救援システム訓練を行い、この訓練には中学生ボランティアや要援護者として高齢者も参加してみえます。国のガイドラインの見直し案にも、地域防災訓練を行う際、要援護者にも加わってもらうなど、具体案が出ております。本市におかれまして

は、地域防災訓練に要援護者の参加につきましてはどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

以上5点のことにつきまして、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、アレルギー対策について。

近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど、児童・生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校等が適切に対応することが求められています。特に、気管支ぜんそく、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎などのアレルギーの病気がふえてきており、現在、我が国では国民の3人に1人が何らかのアレルギーを持っていると言われております。

食物アレルギーは、最近20年くらいの間には急増しており、小児から成人まで幅広く認められております。最近ではさまざまな食品でアレルギーが発症し、果物、野菜、魚介類などによるアレルギーも見られます。学校生活におきましても、食物アレルギーの児童・生徒が増加しており、安全に学校生活を送れるよう、アレルギー対策の取り組みも進められております。

このような中、昨年の12月に東京都調布市の小学校で給食を食べた女子児童が食物アレルギーに伴う急性症状、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなった問題を受け、給食のアレルギー対策が改めて問われております。

女子児童は乳製品にアレルギーがあり、おかわりの際に教諭が誤って配った粉チーズ入りのチヂミを食べたことが原因とされております。調布市では、女子児童のために除去食が用意されており、おかわりのときには担任教諭が除去食一覧表で確認する決まりであったが、それが今回は守られず、チェックの甘さが悔やまれるとのこと。担任教諭だけの確認体制では人為的なミスが起こってしまうことが浮き彫りになりました。給食が子供の口に入るまで何人もの確認を重ねる複数の目など、ミスを防ぐためのチェック体制も重要ではないでしょうか。

一方、アナフィラキシーショックが起きた場合は、その後の対応も重要となります。症状を緩和できる自己注射薬、エピペンを30分以内で打てるかどうかで生死を分ける場合もあり、お子さんにかわって緊急時に教師がエピペンを打つこともできます。しかし、調布市の事例では、学校側が打つタイミングがおくれたことが指摘されております。エピペンの使用がためられないよう、教職員向けの使用講習会を積極的に開催するなど、周知を徹底していく必要があるのではないのでしょうか。どこの学校においても深刻な食物アレルギーの問題に直面するおそれがあるわけですが、アレルギーへの意識や対応には自治体や学校によって温度差があるのが実態ですが、食物アレルギーを持つお子さんが安全に安心して学校生活を送れますように、今後もアレルギー対策に前向きに取り組んでくださいますよう心から望むものでございます。

幸い、本市におかれましては、平成21年度から高浜小学校に、平成22年度には高浜中学校の給食調理室にアレルギーエリアを設置し、アレルギー対応食の実施をされており、みんなと同じ給

食を食べることができ、大変喜ばれております。できれば全てのお子さんが、お弁当でなく、みんなと同じ給食を食べられるようにと考えます。お隣の刈谷市ではセンター方式ですので、市内の全ての小・中学校にアレルギー対応食を配達しております。本市におけるアレルギー疾患のお子さんの給食の現況はどうなっていますでしょうか。

そこで何点かお尋ねをいたします。

- 1、小・中学校におけるアレルギー疾患のお子さんの実態とアレルギー対策について。
- 2、小・中学校でアナフィラキシーショックを発症した緊急時の対応について。
- 3、食物アレルギー対応食の拡充について。

以上3点のことにつきまして、当局の見解をお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

[16番 小野田由紀子 降壇]

○議長（北川広人） 都市政策部長。

[都市政策部長 深谷直弘 登壇]

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、小野田由紀子議員の1問目、災害時要援護者の避難支援について、御質問いただきました5つの項目についてそれぞれお答えをいたします。

初めに、（1）本市における災害時要援護者支援の進捗状況と今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

災害時の避難勧告や津波警報を初めとした必要な情報を的確に把握することが難しく、身体状況などにより、一般の人たちと同じような危険回避行動や避難行動を行うことが困難である、ひとり暮らしの高齢者、介護保険の認定を受けた高齢者、障がい者などである災害時要援護者に対して、以下の取り組みを実施いたしております。

災害時要援護者の名簿作成について、本市では平成16年度より、地域の住民の方々に、個人の方の個人情報の一部を開示することに同意していただける方について手を上げていただく手上げ方式により、災害時要援護者の把握に取り組んでまいりました。

登録対象者の要件につきましては3点あります。1点目が、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、2点目が、おおむね65歳以上で構成される世帯の方、3点目が障がいのある方とし、平成24年4月1日現在で高齢者の方が1,629人、障がい者の方が345人、高齢者・障がい者の重複の方が77人、合計では2,051人の方々が災害時要援護者として登録をされております。

これら災害時要援護者の登録名簿は、町内会、まちづくり協議会、民生委員の皆様に、町内会では班長単位、まちづくり協議会では学区単位、民生委員では担当地区単位によりお渡しをさせていただいており、平常時には名簿の御確認、御近所の要援護者の把握、声かけ、また、名簿の記載のない方で身体状況や生活環境等により要援護者の登録が必要であると思われる方がおみえでしたら、登録の呼びかけをお願いしております。



一方、災害時には、御自身や身内に被害のない場合は、御近所の要援護者の方の安否の確認、御近所、町内会、まちづくり協議会、民生委員、地域の皆さんと協力し、要援護者への情報伝達や救出、避難所への誘導などをお願いしているところであります。

また、これらの名簿については、市総合防災訓練や町内会などの自主防災組織が実施します防災訓練の際に活用されております。

一方、今後の取り組みにつきましては、平成16年度より防災担当部局において災害時要援護者対策に取り組んでまいりましたが、手上げ方式であるため、実際には要援護者の対象となる方でも手を挙げられない、また、登録者の方々の介護保険の認定状況や疾病状況などが把握しづらいといった状況になっております。また、御質問にもございましたが、国の災害時要援護者の避難対策に関する検討会より、災害時要援護者の避難支援ガイドに、福祉部局を中心とした横断的な組織による災害時要援護者業務の実施が示されております。

このようなことから、災害時要援護者の業務については、小野田議員御質問にありましたとおり、福祉部との連携を図ることによりまして、登録者の介護保険の認定状況、疾病状況に加えて、乳幼児、妊婦の方などの把握が容易となりますので、登録内容の充実、定時のメンテナンスによる最新情報の把握など、より充実した災害時要援護者対策となるように取り組んでまいります。

次に、（２）避難支援プラン・個別計画の策定についてお答えします。

国のガイドラインにおいては、避難支援プランは市町村の要援護者支援に係る全体的な考えと要援護者一人一人に対する個別計画で構成をするものとされ、全体的な考え方には、対象者の考え方、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制について、地域の実情に応じ記述する。また、個別計画は、共有した要援護者情報をもとに作成するものとしております。

しかしながら、本市では避難支援プラン、個別計画は未策定という状況であり、課題であると認識をいたしております。今後、介護保険や疾病状況などのデータを活用しながら、避難支援プラン、個別計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、（３）福祉避難所の設置についてお答えいたします。

要援護高齢者や障がい者など、災害時に援護が必要な方々である要援護者に配慮した福祉避難所については、高浜市地域防災計画において、高浜小学校区のチャレンジサポートたかはま、吉浜小学校区の高浜安立荘、高取小学校区の授産所高浜安立、こもればの里・高浜の４つの施設を指定しております。収容可能人数は、長期の避難として、チャレンジサポートたかはまが80人、高浜安立荘が490人、授産所高浜安立が140人、こもればの里・高浜が190人で、合計しますと900人の収容となっております。

また、福祉避難所は、耐震化された建物やバリアフリーの構造を備えるなどの機能が求められております。

今後の福祉避難所につきましては、要援護高齢者や障がい者など方々が、相談等の必要な生活

支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備するために重要な施設でありますので、1小学校区に1施設を基準、目標として、現在、未指定の状況であります港小学校区、翼小学校区に確保できるように努めてまいりたいと考えております。

福祉避難所に関連しまして、公益社団法人全国老人福祉施設協議会主催の平成24年度老人保健健康増進等事業、特別養護老人ホームにおける災害時の事業継続計画・復旧に関する調査研究事業として、本市の福祉避難所である高浜安立荘が全国で2施設のモデル施設に選定され、本年1月11日に、いきいき広場を会場として災害時の地域連携を考慮したシミュレーション、これは図上訓練が実施をされております。

このシミュレーションには、特別養護老人ホーム高浜安立荘、ケアハウス高浜安立、高浜安立荘デイサービスセンター、いこいの宿高浜安立を初め、日本福祉大学高浜事業室、高浜市社会福祉協議会、地元の芳川町町内会、地元の企業、市長、福祉部、都市政策部の関係職員が参加し、発災直後、3日後、発災後1カ月、発災後3カ月の災害想定や被害状況、例えば、地震発生に伴いライフラインである電気、ガス、水道が全て停止、固定及び携帯電話の使用不可、浸水被害発生、施設入居者にけが人発生、けがをした地域の住民が避難来所などに対して、高浜安立荘関係者の検討チームが、これら与えられた情報等に基づき、危機状況においてどのような対応をとるべきかを検討するもので、行政や関係機関は、検討チームから何らかの協力もしくは対応の依頼があった場合には、それぞれの組織の対応手順に基づいて回答をするものであります。

今回のシミュレーションにより、地域における福祉拠点、福祉避難所での災害時に果たす役割や課題について協議する機会が得られたことは、災害時の高齢者等への対応や地域の福祉対策を講ずるためにも大変有意義なものだと感じております。

なお、当日のシミュレーションの様子は、調査研究事業の報告としてガイドラインDVDにまとめられ、全国各地の特別養護老人ホーム、行政担当課に配布をされる予定であるとお聞きいたしておりますので、今後、平時より避難所施設との役割確認や課題についての協議の機会を設けてまいります。

次に、（４）要援護者管理システムの導入についてお答えいたします。

平成23年9月議会の小野田議員の一般質問と重複をする回答もごさいますが、御了承を願います。

御質問のありました要援護者管理システムを含む被害者支援システムにつきましては、平成7年1月の阪神・淡路大震災直後に、被災地でもあった兵庫県西宮市で開発をされたものであります。

この被害者支援システムは、主に被災者の属性情報を管理する被災者台帳、被害を受けた家屋属性情報を管理する被災家屋台帳の2つのシステムと避難所開設システム、緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者・遺族管理システム、倒壊家屋管理システムから構成をされ

ております。また、平成24年1月17日には、東日本大震災により被災された地方公共団体等からの要望などを取り込み、被災状況一括入力機能や御質問の要援護者支援システム、被災者台帳における履歴管理機能、被災者受け入れ台帳の機能、複数災害管理機能等が追加をされております。

これらの災害者支援システムは、平成18年から無料でシステムが公開され、平成20年度には総務省から各自治体にCD-Rが配布をされております。

大規模災害時において、被災者支援の復旧・復興業務を進める上で、西宮市が開発をされた災害者支援システムは大きな力を発揮するもと考えておりますが、システムを利用するためには、GISサーバーや地図データ等が別途必要になること、また、民間企業による同様な支援者システムの開発など、現在、いろいろな有効なシステムが稼働をしている状況であります。

今後、改めて、住民、要援護者の皆様の安心・安全の確保・向上を図るためには、どのシステムが最も有効であるか調査研究をさせていただき、システムの導入について検討させていただきたいと考えております。

最後に、（５）地域防災訓練に要援護者の参加についてお答えいたします。

要援護者の皆さんの地域防災訓練の参加につきましては、地震や風水害の災害が発生した際の避難行動を事前に体験できるため、この経験が実際の災害時の避難行動に生かされるものであり、非常に有効なものであると考えております。

また、毎年9月に実施されます市総合防災訓練や町内会などの自主防災組織の防災訓練の際に、要援護者の確認作業にあわせて、若干の要援護者の方々の参加があると認識をいたしております。

一つ二つ具体例を申し上げますと、吉浜まちづくり協議会の昨年6月30日、避難所開設訓練では、要援護者として、車椅子や担架を用いて、避難所である吉浜小学校の体育館に避難をする訓練が実施されております。

また、11月24日の高浜市防災ネットきずこう会のモデル地区であります港小学校区の碧海町、田戸町、高浜南部まちづくり協議会が中心となり実施いたしました津波避難訓練においても、高齢者の方が御家族に付き添われ避難所に集合されるなど、車椅子を用いた要援護者の方を含め、複数参加をされております。

また、中学生ボランティアの防災訓練への参加でございますが、以前より高浜南部まちづくり協議会では市総合防災訓練の際に、中学生ボランティアの皆さんが情報伝達員として地域の情報を市災害対策本部へ、アナログの手法であります、自転車を使用し、情報伝達を実施しております。

加えて、本年度より本格的な活動が開始されました高取まちづくり協議会の高取地区災害対応体制会議においても、災害時の情報伝達や避難所運営サポートといった活動に中学生ボランティアが参加できる仕組みを検討されておられます。

今後、地域で実施される避難訓練や避難所開設訓練には、これまで以上に要援護者の参加を呼

び掛けるとともに、みんなで要援護者の方々を支える意識を持つためにも、より多くの住民の方々が御参加いただけるよう、町内会やまちづくり協議会、市社会福祉協議会など関係団体と協力し、取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔都市政策部長 深谷直弘 降壇〕

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 続きまして、小野田由紀子議員の2問目、アレルギー対策についてお答えをいたします。

（1）小中学校におけるアレルギー疾患の実態やアレルギー対策について、（2）小中学校でアナフィラキシーショックを発症した緊急時の対応について、（3）食物アレルギー対応食の拡充については、関連上、一括してお答えをさせていただきます。

学校給食は、必要な栄養をとる手段であるばかりでなく、児童・生徒が食の大切さ、食事の楽しさを理解するための材料としての役割も担っています。このことは食物アレルギーを持つ児童・生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーを持つ児童・生徒が他の児童・生徒と同じような給食を楽しめることを目指すことが重要であると考えています。

学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、各小・中学校の調理室の能力や環境に応じて、食物アレルギーを持つ児童・生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供することを目指して、高浜市食物アレルギーガイドラインを作成してまいりました。

本年度の小・中学校におけるアレルギー対応者は次のようになっています。通常、家庭に配布する献立表に加えて、調味料まで記載した詳細献立表を渡している児童・生徒数は小学校で17名、中学校で1名となっております。そのうち除去食対応につきましては、小学校で3名、中学校で1名、合計4名であります。また、本市でのアレルギー対策としましては、さきに述べましたように、昨年度より高浜市食物アレルギーガイドラインに従って対応を行っているところでございます。その対応基準としては、1番目が食物アレルギーであるという医師の診断書のある児童・生徒が対象であること、2番目が、調理最終段階での除去食対応を基本とし、対応する食材は卵・乳のみとすること、3番目の詳細献立表対応に関しては、特定原材料7品目に限定するものとなっております。特定原材料は、卵・乳・小麦・エビ・カニ・そば・落花生であります。そばと落花生については給食で使用していないという状況であります。

なお、詳細献立表には、給食に使われている全ての材料と調味料、1人分の使用量が書かれていますので、この詳細献立表を保護者が見て、1食全部食べられない場合は配食をとめ、年度末にその分だけ返金しています。その場合、児童・生徒は弁当を持参する方法をとっていますが、現在これに該当しているのは、小麦、エビ、カニ、その他に対するアレルギーを持っている児童12人です。このように、対象となる児童・生徒には、翌月分の詳細献立表を担任を通して保護者に渡し、その2日後までに欠食する日を栄養士に伝え、対応しているところであります。

次に、小中学校でアナフィラキシーショックを発症した緊急時の対応についてお答えいたします。

学校では、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを発症する可能性のある子供だけでなく、心臓に疾患のある子供やてんかんの発作を起こす子供など、命にかかわる状態になる児童・生徒については、症状や対応を年度初めの職員会で共通理解の徹底をしています。また、実際に緊急対応をするときに備え、いつでも誰もが連絡できるように、かかりつけの医者、保護者の連絡先などを記入した一覧表を職員室の目に見えるところに置いています。

緊急時の対応としましては、平成22年度に愛知県教育委員会から出された学校給食における食物アレルギー対応の手引きに従って行っています。アレルギーを持つ児童・生徒が何らかの体調の変化を訴えた場合には、常にアレルギー症状である可能性を考慮して観察し、迅速な処置のタイミングを逃さないようにしています。現在、アナフィラキシーショックを発症する可能性がある児童・生徒で常備薬などを持っている児童・生徒は、市内に6名います。アナフィラキシーショックを発症した場合、救急車の出動要請をしなければならない場合もありますので、その重症度を判断し、緊急時の対応フローチャートに従って対応するように共通理解しています。現在、エピペンを持っている児童は1名います。使用者は患者本人、もしくは未成年の場合は説明済みの保護者となっていますが、必要に応じて教員も使用可能ですので、教員に使い方の研修を今後実施する予定であります。

食物アレルギー対応につきましては、現在、各小・中学校では、毎年12月に実施している児童・生徒の食物アレルギーに関する調査により実態を把握した上で対応しております。まず、該当児童・生徒の保護者から詳しい状況をお聞きします。そして、内科検診において学校医にも相談し、診断と指導を受けます。その後、具体的には、保護者へは給食の詳細献立表を配布し、対処方法について相談しながら個々に対応しております。教職員へは、先ほどのアンケート調査結果を全職員に周知し、担任を中心に確実に対応するようにしています。

児童・生徒に関わる職員は担任だけではなく、とりわけ中学校にあっては教科担任や学年の担当教員など、子供にかかわる多くの職員がいますので、全職員が正確に情報を把握することがアレルギー症状の発症防止につながるものと考えております。児童・生徒には、学級指導における給食指導等で全体へ、そして該当児童・生徒には、本人の状態に合わせた対応方法等を個々に相談、指導、確認しております。

なお、給食の提供に関しましては、小野田議員も言われましたように、平成21年度から高浜小学校に、平成22年度から高浜中学校の調理室に除去食対応エリアを設置し、重度のアレルギー疾患を持つ児童・生徒に卵と乳のみの除去食対応食を供給しているところであり、学校現場でとられている対策は、高浜市食物アレルギーガイドラインに沿った対策と考えております。本市は給食も自校での調理であり、栄養職員も各小・中学校に配置されていますので、給食時には栄養職

員が児童・生徒の様子を見ながら各教室を回っております。

なお、御質問の高浜小学校、高浜中学校以外の5校への拡充は、調理室の床面積の問題があり、現状の施設内での設置は、調理員の作業動線等を考えた場合、困難な状況であることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、再質問をさせていただきます。

災害時要援護者支援につきましては、やはり要援護者であります高齢者、そして障がい者の情報を把握しているのが福祉部でございますので、福祉部が本気になって取り組んでくださらないと前へ進まないと思います。ようやく福祉部と連携されて取り組んでいかれるということでございますので、大変心強く思っておりますし、ほっとしております。

名簿の登録につきましては、今まで手上げ方式を進めてこられておまして、合計2,051人という御答弁でございました。これは実際には要援護者の方は一体何人おみえになり、この2,051人というのは対象者全体の何%になるのか伺います。

対象者の方にはしっかりと御理解をいただきまして、全ての方が登録をされて、災害時には一人も残さず避難できますように取り組んでいただきたいと思いますが、この点につきましてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の要援護者の方々の人数につきましては、今のところ、細部まで把握しがたいところがございますが、おおむね65歳以上の高齢者のおひとり暮らしの方が758名、高齢者のみの世帯の方が1,117名、身体障害者手帳をお持ちの方が1,302名、療育手帳をお持ちの方が305名、精神障害者手帳をお持ちの方が190名、要介護認定の方が705名、合計で4,377名となりますが、おひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯のみの世帯の方と、障がい者、療育手帳等の保持者と要介護認定の方が重複される方がおみえになりますので、実人数としては4,377人よりも少なくなります。現在登録をされております2,051名の方が、少し粗い数字にはなりますが、要援護者全体の約46.9%ということになります。

また、御質問のとおり、我々といたしましても、個人情報の問題の解決など、大変高いハードルもあると考えてはおりますが、全ての要援護者の方々が登録をされ、災害時に一人も残さずに避難できるよう、体制整備も含め、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 全体でざっと4,377、46%ということは、まだ半分の方が登録されていないということですので、これから急ピッチにこういった方たちがしっかりと登録していただけるように進めていただきたいと思います。

個人情報のこともありますが、国のガイドラインの見直しの検討がありまして、その中ではこのことがクリアできるようになるのではないかなというふうに思っておりますので、またその点もよろしく願いいたします。

それから、避難支援プラン、個別計画の策定につきましては、今後取り組まれていくということでございますので、福祉部としっかりと連携を図りながら、なるべく早い時期に策定していただきますようお願いいたします。

それから、福祉避難所につきましては、先ほどの御答弁では現在4カ所、指定しているということで、今後は港と翼小学校区で確保されるというような御答弁でございましたので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、この収容可能人数と要援護者の人数ですけれども、福祉避難所に全員が収容できるように、きちっと避難できるような、こういう福祉避難所を今後配慮していかなければならないと思います。また、その後、今後また誰がどなたをどこへ避難させるのかという個別計画がきちっと策定できなくちゃいけないということなんですけれども、このことにつきましてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 個別計画のところでございますが、要援護者ごとの担当者、避難場所に加えまして、介護保険の認定状況などの情報も盛り込んで、実際の災害時に活用できるものとしていきたいと、そのように考えております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） あと、妊婦さんですとか乳幼児のお子さんにつきましてはどのような考えをお持ちなのか。例えば、体育館の中で赤ちゃんが夜泣きしてほかの方たちに迷惑かけるのではないかなという気兼ねをしなければならぬということで、そういった方たちは大変神経を使うということで本当に大変だなと思っておりますけれども、このことにつきましてはいかがでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 妊婦さんや乳幼児の対応につきましては、実際に被災地などでは妊婦さんや乳幼児は基幹避難所となります体育館ではなく、学校の教室を活用した例もありますので、これらを参考にしていきたいと考えております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 学校には教室がたくさんありますので、そういったところを活用できればいいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、御答弁の中で、高浜市安立荘が国のモデルに選ばれて図上訓練を行ったということでしたので、今後、高浜市のこういった防災対策、要援護者支援を進めていく上で大きな役割を

担っていただいて、関係各位の皆様には心から感謝申し上げます。

せっかくこういったことを行ったわけですので、今後、このシミュレーションをどのように生かしていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） このたびの高浜安立荘さんでのシミュレーションをどのように生かしていくかというところにつきましては、災害時の高齢者への対応、地域の復旧対策に加えまして、我々職員の非常時の対応訓練などにも生かしていきたいと、かように考えております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ぜひ、せっかく実施されたんですので、大いに生かしていただきたいというふうに思います。

それから、今回、要援護者管理システムにつきまして質問をさせていただきましたけれども、先ほど御答弁ありましたけれども、被災者支援システムと同時に立ち上げることができればいいかなというふうに思っております。西宮市のシステムより、これからすぐれたものがどんどん出てくるという御答弁でしたけれども、こういったものがあるのだとしたら、民間企業でもぜひ導入すべきかなというふうに思います。先ほどの御答弁でも、大規模災害時に復旧・復興業務の迅速な対応ができるということですので、このことにつきましては要望とさせていただきます。

それから、次に防災訓練についてですけれども、国のガイドラインの見直し案の中にも、地域の防災訓練を行う際には要援護者にも加わっていただくということが盛り込まれると思います。避難誘導の対策を強化していくという方針ですし、支援者を守ることにまいりますので、ぜひ前向きに進めていっていただきたいなと思っております。

災害はいつ来るかわかりません。特に、平日の昼間に来ますと、家も初め、地域にはお年寄りや女性ばかりになりますので、こういったいざというときに中学生や高校生のお子さんは時には大人以上の力を発揮してくれると思います。こういった点では教育委員会と連携をして取り組んでいかれると着実に推進できるのではないかなと思っておりますけれども、教育長はどのようなお考えを持ってみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今おっしゃいましたように、中学生自身も地域の役に立ちたいということ非常に思っておりますので、今後、各地区によってその活用の仕方を考えて、活動をさせていきたいなというふうに思っております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 心強い御答弁ありがとうございます。「釜石の奇跡」でも中学生が大変活躍したということで、お年寄りですとかお子さんを助けて命を守ったという実話もありますので、ぜひこのことは教育委員会とも連携しながら進めていっていただきたいと思っております。



もう一つ、最後になりますけれども、高浜市としましては難病患者の方につきましても要援護者として支援すべきと考えますけれども、このことにつきましてもいかがお考えでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の難病患者の方々への要支援者としての支援でございますが、他市の避難支援プランを参考といたしますと、要援護者の対象に難病患者の方を含めている自治体もありますので、当市におきましても同じような方向で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） はい、わかりました。よろしく願いいたします。

災害時要援護者の支援につきましては、先ほどから何回も言っておりますけれども、要援護者である高齢者、障がい者の情報は福祉部が持っております。何より、日ごろからそういった方たちとのつながりもありますし、信頼関係ができております。今後は連携して取り組んでいってくださるということですので、要援護者支援が大きく前へ進むものと心から御期待を申し上げさせていただきます。1問目は終わります。

次に、アレルギー対策について再質問させていただきます。

今、小・中学校でのアレルギー対策について伺いましたけれども、幼稚園につきましてもアレルギーのお子さんの実態についてお尋ねしたいと思います。

それから、幼稚園でのアレルギー対策やアナフィラキシーショックを発症した緊急時の対応につきましても、多分小・中学校と同じだと思いますけれども、確認のためにお尋ねをいたします。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 幼稚園でございますけれども、現在、幼稚園では、公立の幼稚園でございますけれども、78人のアレルギー疾患を持ったお子さんがおります。そのうち、アナフィラキシーの症状を御家庭で発症した園児というのが1人在園してございます。ただ、保育園もそうでございますけれども、今、エピペンを持っておるといようなお子さんはございません。

幼稚園におきましては、学校で調理をしておりますので、実際には完成した食品からアレルギーの原因となる食品を取り除く除去食で対応しております。除去食で対応している園児が今10人という形でございます。除去食で対応できない料理があるものについては、お弁当での対応をお願いしておるとい状況でございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それから、次に、保育園でのアレルギーのお子さんの実態につきまして、それからまた、その対策とアナフィラキシーショックを発症した緊急時の対応、特にエピペンにつきましても対応、小・中学校ではいざというときに教員も使用することができるわけです。

けれども、保育園では保育士が使用することができるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 続いて保育園ということでございます。保育園では、アレルギー症を持ったお子さんというのが公立・私立合わせまして124人ございます。同じようにアナフィラキシーの症状を起こしたお子さんが保育園では6人という状況でございます。保育園の対処も幼稚園と一緒にすけれども、ただ、自園調理しておりますので、やはり食品の材料表から保護者の方と御相談してアレルギーの原因となる除去食をやっておるというお子さんが35人、同じように、それでもとり切れないという場合にはお弁当という形をしております、今、お弁当を持っておるお子さんが保育園で2名、先ほど申し忘れましたが、幼稚園では3名の方がお弁当という形になっております。

続いて、園でアナフィラキシーショックを起こした場合の対応ということでございますけれども、まず救急車、それから保護者、かかりつけ医、この順に連絡をしていきます。また、もしエピペンを処方されている園児がいる場合には、保護者が希望すれば園でエピペンを預かり、アナフィラキシーの症状を発症した場合にエピペンを処理する必要があると判断されれば、保護者または医師から指示を受けまして処理をするということになっております。

先ほど申し上げましたように、エピペンを所持されている園児は現在おりませんが、保育士がエピペンを処理するということにつきましては、厚生労働省のほうから保育所におけるアレルギー対策ガイドラインの中で、緊急避難として保育所の職員が緊急処置できる体制をつくっておくことが必要だということをおっしゃっており、また文科省からも、アナフィラキシーショックで生命が危険な園児に対して教職員が本人にかかわって注射することは医師法違反にはならないという見解が出ていますので、緊急時にはエピペンを注射するという対応の仕方について、このガイドラインを含めて保育園、幼稚園のほうには重々周知をしておるという状況でございます。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。そうすると、今、もしアナフィラキシーショックを発症したお子さんの緊急時の対応は、小・中学校も幼稚園も保育園も身近な先生や保育士さんがエピペンを打つことができるということで確認させていただきました。

先ほど小・中学校のアレルギーのお子さんの人数につきまして御答弁いただきましたけれども、これは増加傾向にあるのか、減少しているのか、今後の推移も含めましてお伺いしたいと思っております。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 小・中学校におきまして、その人数ですけれども、アレルギー症状を持っている児童・生徒の数は、平成22年から申し上げますと22年度が185人で、パーセントで

言いますと4.1%になります。23年度が218人、少しふえまして4.8%、本年度は262人、パーセントで言いますと5.8%というふうになっておりまして、小・中学校におきましてはやや増加傾向にあります。

なお、幼稚園・保育園も同じように22、23、24年度でパーセントで申し上げますと、5.2%、5.8%、5.3%というような格好になっています。恐らく今後もこの5%という数字の前後で推移していくのではないかなと、そういうふうに予想しております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） やはりアレルギーのお子さんは減少するという方向ではなくて、横ばいもしくは、これは数字、伺いますとややふえているということですので、しっかりと今後もアレルギー対策に取り組んでいかなくちゃいけないなという認識を持たせていただきました。

それから、アレルギー対応食をつくっていない学校ではお弁当を持参しているということですが、一体このお弁当をどれぐらいの頻度で持参しているのか伺います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、該当する児童・生徒が小・中学校で12名おりますけれども、そのうち現在弁当を持ってきておるのが4名になります。そのうちのエビ・カニアレルギーの児童につきましては、大体弁当持参の頻度が月に1回か2回、それから、サラダ等に使用するドレッシングがいけなくてという児童・生徒もいますので、その生徒はマイドレッシングという形で弁当を持ってまいりまして、これが大体月に換算しますと4回か5回くらい、それぐらいの頻度になっております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。月に4回、5回お弁当というのはかなりお母さんも大変かなというふうに思います。

それから、昨年度から高浜市アレルギーガイドラインに基づいて、お子さんのアレルギー対策につきまして高浜市の場合は前向きに取り組んでくださっていると思います。先ほどの御答弁で教員の研修を行う予定と伺いましたけれども、いつごろどのような内容の研修を行う予定なのか、幼稚園・保育園につきましてもお尋ねをさせていただきます。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 教職員の研修の時期と内容ということについてでございますけれども、そもそもエピペンとはどういうもので、どういうタイミングで使用するのか、基礎から実際の使用方法まで、医師会でありますとか消防署、あるいは医薬品会社等に相談をかけまして、来年度、平成25年度、早い時期に幼稚園・保育園を含めまして実施のほうを考えております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 幼稚園、保育園、小学校、中学校とあわせてエピペンの実施をしてく

ださるということですので、ぜひよろしく申し上げます。先生方の研修を通しまして、アレルギーのお子さんが安心して学校へ通うことができ、元気に過ごせる環境がさらに整備されることを願うものでございます。アレルギーで命を落とすというようなことは絶対に高浜市でもあってはならないことだと思っております。

それから、1つ、これ伺っておかなくちゃいけないことがあったんですけども、牛乳についてですけども、あるお母さんから、ぜんそくをお持ちのお子さんが牛乳をやめたらぜんそくが治ったということで、アレルギーをお持ちのお子さんは牛乳はあんまりよくないという情報がすごく広まっているということで、給食で牛乳が毎回出ますけれども、申し出をすれば牛乳をお茶にかえることができるようにしていただきたいという要望だったんですけども、このことをちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 保育園・幼稚園では、牛乳に対してアレルギーのある方、そういう方については申し出があれば牛乳はやめて、違う、お茶ですとかそういったものにやれる体制はとっておりますし、現実にそういったお子さんもみえます。

以上です。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今おっしゃいました牛乳の件でありますけれども、乳のアレルギーがあるという医者診断のある場合はそういうことができますけれども、ただ、だんだん知恵がついてきて、嫌いだからという、そういう状況でというのは教育指導上よくないので、その診断がある場合のみそういう対応ができるというふうであります。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。そのようにお伝えしたいと思います。

アレルギー対応食の拡充につきましては、今のところ給食室が狭いということで困難な状況という御答弁でございました。しかしながら、お子さんにとりまして学校での給食は大変楽しい時間でもありますので、やはり皆さんと同じ給食が食べたいと思います。2校で現在対応食が実施されておりますけれども、学校教育現場での公平性という点で何とか前向きに取り組んでいただきたいと思います。今後、老朽化しました学校の長寿命化の中でぜひ検討していただければなど願うものでございます。この点につきましては要望とさせていただきます、以上で私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は14時10分。

午後1時59分休憩

---

午後2時8分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、浅岡保夫議員。一つ、学校教育について。以上1問についての質問を許します。

4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しを得ましたので、さきの通告に従いまして、高浜市の教育行政について伺いたいと思います。

我が国は、19世紀半ば以降、驚異的な速さで近代化を実現し、飛躍的な発展を遂げました。教育の成功がその大きな原動力になったということは間違いありません。資源の少ない国が生き残っていくためには、教育が最重要であると思います。

国の未来を担う子供たちの中で陰湿ないじめが相次ぎ、世界に伍していくべき学力の低下などが危惧される中、教育の再生は我が国の最重要課題となっております。

この定例会において、高浜市長の施政方針に続いて、教育長の教育行政方針が述べられました。教育長はその方針の中で、「平成25年度は高浜市教育基本構想がスタートして2年目を迎える年になります。高浜教育のキーワードは12年間の学びのつなぎです。高浜の教育は、高浜の教職員全員でつくり上げていくという強い自覚のもと、12年間の子供たちの育ちや学びに責任を持ち、一丸となって指導していく体制を充実していかなばなりません。学びの根っこは子供たちです。学びの芽を発芽させ、大樹のように育てていくという高浜市生涯学習基本構想の考えに沿った高浜教育ビジョンは、高浜を愛し、高浜のよさを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成です。高浜市の子供たちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜くことができるようにするためには、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体を家庭や地域と一緒にバランスよく育てることが重要だと考えています。自分の暮らすまち高浜に愛着や誇りを持ち、将来もこのまちに住み続けたいと願う子供を育てるために、本年度も教育センターグループを中心とした教育基本構想推進体制を整えてまいります」と、以上のように述べておられます。

そこで、2年目に当たる教育基本構想の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

次に、昨晚、NHKの9時のニュースにて、大阪市立桜宮高校のバスケットボール部の顧問の元先生がインタビューの中で初めて公の場で謝罪している画面を私は見ました。この先生の場合は赴任当時の19年前から体罰を行い、手を上げていたと認めました。しかし、この先生の指導法は、私にとっては愛のむちというよりは、どちらかといえば暴力といったほうが良いような事案ではないかと個人的には思います。

また、昨今、日本では、柔道の女子日本代表の園田監督の報道においても、暴力行為などで選手15人から告発された問題があります。まだ完全に解決されているとは言いがたいような状態があります。体罰という言葉には現在いろいろな意味が含まれているのではないかとと思いますが、教育においては避けて通れない問題であると思います。

そこで、体罰に対しての教育委員会としての取り組み状況などを教えていただきたいと思いません。

以上、主に2点についてお聞きしたいと思います。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（北川広人） 教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、浅岡保夫議員の1、学校教育について、（1）教育基本構想の進捗状況について、（2）体罰についてお答えをいたします。

初めに、（1）教育基本構想の進捗状況についてお答えをいたします。

教育センターグループが設置され1年が経過します。今年度、本グループが中心となって推進してきたことは大きく3つあります。1つ目は、市内小・中学校への訪問説明会です。教育センターグループが直接小・中学校に足を運び、全教職員に対して、今なぜ教育基本構想なのか、これからどんなことをしていくのかについて説明を行い、高浜市内の全教職員で10年後の高浜の姿について共通理解を図りました。また、教育基本構想の大きな柱でもある幼保小中の一貫性や地域・家庭との連携・協働を踏まえ、園長会や市民会議においても説明し、共通理解を図りました。

2つ目は、教育基本構想推進組織の設置です。昨年度の教育基本構想策定委員会で掲げられた50のアクションプランの実現のために、3つの委員会、6つの推進部会を立ち上げました。今年度は延べ36回の委員会を開き、19のアクションプランについて検討し、12の事業について準備を整えることができました。

3つ目は、各委員会の会議推進です。一貫教育の最大の狙いは確かな学力です。高浜を愛し、高浜のよさを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民を育成するという高浜教育ビジョンを共有し、高浜市の全教職員が、12年間の学びと育ちをつなげるという意識を持つことが必須条件となります。目の前にいる子供のために、前学年で身についた学びや育ちを大切に受け、次学年レベルに確実に成長させる意識を全教職員が高めるために一貫教育を推進しなければなりません。一貫教育には、12年間を通じた高浜市独自の教育課程を編成し、それに基づいた系統的な教育をすることが必要不可欠となります。

そこで、代表的な4つの委員会について御報告申し上げます。

まず、高浜カリキュラム策定委員会です。この委員会は、高浜教育ビジョンの実現に直結する生活・総合的な学習の時間の全体計画を策定しました。高浜市の持つ文化や伝統のよさを実感できるように、また、地域の方々がまちの先生として活躍できる場を設定しました。防災、防犯、福祉、地域、そしてキャリア教育など、高浜市としてこれだけは学んでほしいという内容を通して、幼保・小・中と12年間にわたる連続したカリキュラムを編成しました。来年度4月より市内小・中学校で展開してまいります。

次に、小中異校種間交流推進部会と幼保小間連携推進部会の2部会の活動成果であります、それぞれの部会で、幼児・児童・生徒の学びや育ちについて継続的に見守り育む仕組みを構築する準備を進めてまいりました。具体的には、幼保・小・中の教員が、それぞれの教育方針や指導の様子の違いを理解し合いながら、それぞれの学校が果たすべき役割を明確にする必要性を共通理解しました。また、小1プロブレムや中1ギャップの軽減のために、幼保から小へ、また小から中へ上がる際に、子供たちはどのような段差を感じ、それに対し教員はどのような方策をとることができるのか検討してまいりました。そこで、教員間の情報交換、幼児・児童・生徒間の交流場面など、年間を通した全体計画を完成させました。また、幼保と小の間で授業参観をし合ったり、小学校担任による出前授業を行ったりしました。本年度からは、全体計画に沿って市内全ての各園・各小・中学校が実践し、子供たちが感じる異校種間の段差を少しでもなくしていくことを目指しながら、子供の学びや育ちについて継続的に見守り育む仕組みを構築してまいります。

以上、幼保小中の一貫にかかわる3つの部会の成果を報告しましたが、今の高浜市の学校教育に欠かせないのが、地域の方々の支援です。各種団体や地域の方々の支援のおかげで、子供たちは実に豊かな教育を受けることができ、高浜のよさをより実感することができています。しかし、その一方で、学校として本来やるべき教科カリキュラムの時間が圧迫されつつある現状でもあります。そこで、学校支援ボランティア推進部会では、地域の支援を今後も大切にしていきながらも、学校の本音部分を市民会議の学校教育分科会に報告し、いかにして地域の方々の思いと学校の実情を調整、いわゆるマッチングをしていくのかという方向性を導き出すことができました。今後は、学校・家庭・地域みんなが子供の成長を楽しみにしていけるような、みんなの学校にしていけるような教育環境づくりを目指してまいります。

このように、教育基本構想の大きな柱である幼保小中の一貫性や地域・家庭との連携・協働のほかにも、子供たちの安全を第一に考え、各校校舎の現状調査をし、施設改修の予算計上に反映した部会、特別支援教育をより充実させるために、こども発達センターとの連携体制を構築した部会など、それぞれの推進部会で確実に成果を出しています。来年度は、推進の様子が市民の方々にもわかりやすく理解していただけるように、見える化に努めてまいります。

次に、(2)体罰についてお答えをいたします。

体罰は、父母や教員などが、子供や生徒などの管理責任のもとにあると考えられる相手に対し、教育的な名目を持って肉体的な苦痛を与える罰を加えることを指しています。この場合の苦痛とは、たたくななどの直接的なものから、立たせたり座らせたりするなどして動くことを禁ずるなど、間接的なものも含まれます。体罰に明確な定義はなく、一般的に虐待や暴行や訓練とは異なる行為としています。部活動等における先輩から後輩への指導が肉体的苦痛を伴うときも、体罰とされることもあります。

体罰は古くより、注意をしても聞かない、もしくは理解できないという子供に対する教育的な

指導と認識されていきました。また、体罰を肯定する側には、明確な賞罰の形として、長く記憶に残りやすい体罰はより教育効果が高いと考えていた時代もありました。しかし、その一方で、その罰がしばしば当人の人格否定につながったり、重大な負傷に至ったりする事例が挙げられるにつれ、社会的に問題視され、その効果に疑問が投げかけられるようになりました。

学校教育の場においては、学校教育法の第11条において、校長及び教員は、懲戒として体罰を加えることはできないとされています。この規定に対する刑事上の罰則はないものの、教員以外の者と同じく、スキンシップと解せないものについては暴行罪や傷害罪、死亡した場合は致死罪となります。また、教員が職権として体罰を加えた場合は、刑事上の責任とは別個に民事上の責任も問われます。教員は、公務員の信用失墜行為として免職を含めた懲戒処分を受けることがあります。

また、法務省は、懲戒権の限界について定め、それを越すいわゆる体罰は触法であると定め、体罰について次のように通達しています。学校教育法第11条に言う体罰とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。1、身体に対する侵害を内容とする懲戒、殴る・蹴るなどの類は体罰に該当する。2、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒、端坐・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させることは体罰に該当するとしています。

文部科学省は、大阪市の事案を受けて1月25日に、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についての依頼文書を文部科学省初等中等局長とスポーツ青少年局長の連名で全国教育委員会宛てに出しました。その内容は次のとおりです。

「昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受けとめております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。平成19年2月5日初等中等教育局長通知『問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）』においても示しているとおり、校長及び教員は、児童・生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する殴る、蹴る等の侵害、肉体的苦痛を与える正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等の懲戒である体罰を行ってはなりません。また、教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければなりません。この問題の重要性を改めて認識し、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教員等については厳正な対応をお願いします。あわせて、教員等と児童生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備するようお願いします」という内容でした。

そこで、愛知県の公立学校の教職員の懲戒処分の総数であります。平成23年度は21件に上りました。そのうち、体罰での処分はゼロ件でした。しかし、本年度に入り、近隣市で2件の体罰



事案が発生しました。本市においては、懲戒処分ではありませんが、口頭訓告事案が1件発生しました。私は、今回の大阪市の事案を受け、2月の定例校長会で次のような内容を校長を通じて全教職員に発信をしました。

大阪市立桜宮高校バスケットボール部顧問の体罰による生徒の自殺問題は、私たち教育界の人間には大きな衝撃となった。強い部活動と強い指導、指導者の質の問題がクローズアップされ、愛知県でも、高校駅伝で名をはせている高校においても顧問の体罰問題が浮かび上がってきたこと。そして同校は県教育委員会に報告し、教諭は訓告処分を受けたが、その後も部員への体罰は続いていたと報道されており、非常に残念な結果であること。また、全日本柔道の監督や、全国強豪校でこういった問題が次々と明るみに出ようとしている中、中学校の運動系の部活動を指導している先生は、多くの人のいろいろな思いを背負って毎日指導に当たっておられると思うが、体罰は許されないこと。サッカー日本代表のザッケローニ監督は明確に体罰を否定している。イタリアでは起きづらいこと。指導者はアスリートを育てていくが、それを達成するために暴力は必要ない。監督は怒るし、感情をあらわにすることもあるが、それが選手への体罰には直結しないと。私もそのとおりだと思うということを伝えました。

また、先月20日の定例教頭会においても、教職員の不祥事防止について喚起したところです。愛知県教育委員会が今月に発行する「信頼される教職員であり続けるために」の内容を説明しました。その内容構成は、1、教職員の不祥事をなくすために、2、不祥事防止に向けた取り組み例、3、過去10年間の懲戒処分件数と懲戒処分の種別、4、懲戒処分と給与上の取り扱い、5、平成23年度における教職員の懲戒処分の内訳、6、最近の主な不祥事の事例、7、不祥事を起こさないためのチェックリストの活用というものです。

体罰にかかわらず、教職員の不祥事は、児童・生徒や保護者、地域の方々からの教職員全体、学校全体、ひいては学校教育全体の信頼を大きく損ないます。たった一つの、たった一人の不祥事が、多くの教職員の懸命な努力によって長年にわたってきた信頼関係を一瞬のうちに崩壊させてしまいます。一度失った信頼を回復するには、膨大な労力と時間がかかることを機会あるごとに教職員に投げかけ、不祥事をなくすための努力を各校が取り組んでいることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（北川広人） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） お答えありがとうございます。教育センターグループの連携によりまして、教育基本構想がしっかりと高浜に根っこを張っているなど感じております。実際にどのようになっていくかを私のほうも期待をしておりますので、どうぞ頑張ってください。

では、ここで、その中でも、高浜カリキュラムということでこれだけは学んでほしいという内容を具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今のこれだけは学んでほしいという部分でありますけれども、本年度、高浜カリキュラムとしまして、生活科と総合的な学習の時間のカリキュラムを策定してまいりました。幼稚園・保育園の段階、それから小学校低学年の段階、それから中学年、高学年、中学校というふうに5段階に分けて、高浜市として統一して学習したい領域、これを設定してまいりました。例えば小学校低学年では、生活科の授業を通して地域の方々との触れ合いを大切に学習を展開してまいります。登下校を見守ってくださる方々にお礼をお伝えしたり、お年寄りに昔の遊びを教わったり、こういったことをしてまいります。また、来年度入学する幼保の園児たちに学校生活を紹介したり、こういったことを統一して行っていきたいと考えております。

次に、小学校の中学年では領域を2つ設定してあります。福祉と環境・地域です。福祉については、どんなことがなされているのか、また、福祉施設に足を運んで調べ学習をする体験活動、こういったことをしてまいります。それから、環境・地域につきましては、学区の特色ある文化や伝統について、また、それらを守るためにどんな人がどのような役割を果たしているのか、学校の外に出て調べ学習をしてまいります。

高学年も領域は2つあります。防災と防犯です。防災につきましては、災害から身を守るための対処行動を考えてまいります。高浜市における高浜の災害対策や我が家の対処行動、こういったものを市やまちづくり協議会等に足を運び、調べてまいりたいと思っております。それから、防犯につきましては、安心・安全な高浜を目指して、まちにはどんな危険が潜んでいるのか、安全を守るためにはどのようなまちづくりが進んでいるのかなどについて調べていきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、こんなことはということで高浜カリキュラムの内容を説明させていただきました。

○議長（北川広人） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。昔に比べると地域のコミュニケーションが非常に少なくなっているものですから、市長が前おっしゃった結という考え方及びこういった地域のコミュニケーションを大切にする、あるいは、近所のおじさん、おばさんたちの顔をしっかりと知るという意味でも非常にいいことだなと思いますので、しっかりと進めていってください。

次に、具体的なもう一つ、見える化という言葉を使っていましたんで、その皆さんに知らせるという意味での見える化というところを具体的に説明をお願いします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） その見える化ということでありますけれども、この見える化について、観点は2つあるというふうに考えております。

1点目は、基本構想の進捗状況の見える化ということであります。市民の方々にどれだけ推進

しているかを報告する義務がありますので、まずは広報等の活用を考えています。小・中学校間とか、幼稚園・保育園と小学校の間、こういった異校種間の交流の様子だとか、それから、先ほど申し上げました高浜カリキュラムに基づいた授業の様子、それから、来年から始まる5歳児健診へ学校職員が出向いて行って講話をする時の様子だとか、そういったような活動の様子がわかるような写真だとか記事を載せて広く市民の方にお知らせをしたいなというふうに思っております。

また、できれば、まち協などそういった各種団体が関わった学校行事の様子も、まち協さんのホームページに掲載していただくこともできるかもしれません。こうした情報提供を定期的に行うことで、推進の様子を報告していきたいなというふうに考えております。

2点目につきましては、市民とともにつくる学校を目指すということであり、学校は地域の支援によって豊かな教育活動を展開できるようになりました。施設整備や学習支援など、学校がどんな教育支援活動を求めているかについて、学校に子供が通学している家庭の場合は学校から出す学校だよりなどで状況を知ることができますけれども、そうでない方々に関しては学校の情報が非常に入りにくい状態であります。そういった世帯については、学校ホームページだけでなく、できれば町内会だとかまち協さんと連携をしまして、情報を得る窓口にしていただけるといふふうに考えております。

○議長（北川広人） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。高浜市民としても、見える化により現在の学校教育がどのようになっているかをしっかりと知ることによって、よりよい高浜市にしていくために市民の皆様方の積極的な協力が得られると私も願っております。

現在は昔に比べますと非常にプレゼンテーション力といいますか、自分でアピールする力が重要でありますので、そういった意味でこれからの高浜っ子に期待したいと思っております。

さて、体罰ですが、今は非常に先生方にとっては、言葉で言ってもわからない生徒さんがいるとかいう非常に難しい状況になっているかと思えます。しかしながら、頑張ってもらいたいというのが私のほうの願いであります。

今回、自民党の政権になりまして、安倍政権の教育再生実行会議において平成25年2月26日に第1次提言として、いじめ問題等への対応についてとして会議から提出されました。その中に1から5番目までの提言がありますけれども、その中の5に、体罰禁止の徹底と、子供の意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定。体罰により、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案やとうい命が絶たれるといった痛ましい事案は断じて繰り返してはなりません。もとより体罰は法律により禁止されており、教育現場での体罰の禁止をさらに徹底するとともに、社会全体として体罰が許されないことを共有するべきです。また、子供の意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において策定し、全国の教職員や指導

に携わる関係者の全てが適切に実践していくべきですというふうに提言があります。

具体的には、国及び教育委員会は、学校での懲戒として認められる対応と体罰の区別を明確に示すとともに、関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底する。教員や部活動指導者による体罰に対しては厳正な対応で臨む。また、体罰による指導に陥らないように、特に部活動においての体罰の根絶を目指し、国は子供の自発的行動を促す部活動指導のガイドラインを策定する。また、学校、教育委員会において、体罰の実態を見逃さないよう、子供や保護者が体罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどを相談することができる体制を整備する。いわゆる第三者委員会を設定するというような、以上のような文言が今回の教育再生実行会議において提言として出されました。

私も、現状のところでございますと、学校での懲戒といわゆる体罰との区別をある程度ははっきりさせないといけない時代に来ているのではないかなと個人的には思っております。

今の提言によりまして、国のほうからそういったガイドラインがより具体的に出てくると思いますので、今後のその流れに期待しまして、先生方の日々の努力が報われることを願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は2時55分。

午後2時42分休憩

---

午後2時52分再開

○議長（北川広人） 少し時間が早いですが、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、杉浦敏和議員。一つ、通学路の安全確保について。一つ、神楽山用水路の上部利用について。以上2問についての質問を許します。

8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、2問の一般質問をさせていただきます。

初めに、通学路の安全確保についてお伺いをします。

学校は、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として、安全で安心な環境が確保されている必要があります。

このため、文部科学省では、学校や地域において子供の安全確保のための取り組みが行われるよう、警察庁など関係省庁と連携を図りながら、学校安全に関するさまざまな施策が推進されています。以前より通学路を含めた学校の安全確保、防犯を中心に生活安全の取り組みとして、文部科学省は、1つ、地域ぐるみの学校安全体制整備、2つ、学校内への不審者進入への対応、3つ、通学路における安全確保への取り組みがされています。

子供の成長過程には、空間、仲間、時間の3つの「間」が必要だと言われてきました。最近、子供の遊び環境が変化をしています。子供の遊びにとって必要な3つの間の減少、すなわち遊び時間の減少、遊び空間の屋内化、静的遊びへのシフト、遊び仲間の少人化が進んでいます。

遊ばない子供、遊べない子供がふえており、子供たちの心身の成長に必要な体の動きを伴う遊びの絶対量が不足をしています。遊びが足りない現代の子供たちは、転び方を知らないでけがをする、姿勢や立ち振る舞いがぎこちないなど、基本的な体の使い方ができなくなっているのです。その上、動くことが嫌い、意欲や社会性、情緒の欠如、工夫できない子供がふえています。これに生活習慣の問題が重なり、子供の体力低下、心身の健康危機が社会的に大きな問題となっています。

雑誌に、「子供が道草できる社会に～車の脅威にさらされない、伸び伸び育つまちづくり～」の記事がありました。放課後、子供たちが原っぱで元気に遊び回る姿が見られなくなって久しくなります。かつては路地に子供たちの歓喜があふれていましたが、狭い道もすっかり車専用になってしまいました。せめて通学路だけでも車の危険を気にせず歩ける安全なものにしなければなりません。子供は、道という空間を通して同じ学校の子や近所の大人と交わり、社会性を身につけていきます。それだけでなく、季節ごとに咲く花を見たり、漂ってくる花の香りを嗅いだり、木々の色の変化を知るなど、五感を通して自然を学ぶ環境体験の場でもあるのです。

しかし、昨年春、登校中の小学生の列に暴走車が突入して死傷者が出るという痛ましい事故があったように、子供が巻き込まれる交通事故は後を絶ちません。この事故を受けて、文部科学省、国土交通省、警察の3省庁が全国の公立小学校の通学路を点検した結果、危険な通学路は全国に約7万5,000カ所あると、ことし1月に発表しています。うち、およそ1,000カ所は安全対策の対応が未定であるとしています。見つかった危険箇所の状況は、具体的には、見通しが悪く交通量が多いのに信号機や横断歩道がない交差点、あるいは交通量が多いのに歩道がない道路など、さまざまでした。それぞれの箇所の状況に応じて、横断歩道や信号機、歩道や防護柵を設けるといった対策を急ぐ必要があります。

さらに、こうした基本的な対策だけでなく、通学路を含め、住民に身近ないわゆる生活道路での事故を防ぐために、ゾーン30と呼ばれる対策を積極的に導入する必要があると思います。この対策は、住宅街の中などの生活道路が集まった一定のゾーン・区域を定めて、区域内の最高速度を一律30kmに規制するというものです。警察庁が導入を進めています。子供たちの事故を防ぐためにも、車が優先でなく人が優先という考え方に基づいた対策をとることが必要だとの解説もされています。

高浜市での通学路の交通安全の確保のための点検実施状況についてお伺いをします。

次に、2問目として神楽山用水路の上部利用についてお伺いします。

平成22年12月議会で一般質問させていただきました。その後の遊歩道を含めた整備状況について

て、おおむね市道高瀬線、これは農免道路ですが、これより上流、ひかり幼稚園の南から安城市境までの上部利用について、ホテル水路ゾーン、川遊び水路ゾーン、せせらぎ水路ゾーン及び遊歩道、あずまやなどをつくり、地域住民の触れ合いの場、憩いの場として提供する、子供たちが自然と触れ合える情操教育の場づくりについての事業計画についてお伺いします。

市道高瀬線より上流900mについては、平成23年8月ごろには完成するだろうとの県の話であったと思います。地元清水町の皆さんと愛知県の担当者とワークショップを実施し、計画をつくって来ました。完成後の神楽山用水の上部施設の維持管理については、地元の清水町の皆さんで行うこととして、一部完成した水路ゾーンの草刈り、清掃を24年度から神楽山ホテル会さんで実施しています。遊歩道も一部完成して、散歩されている人々をよく見かけます。車道と歩道の境はガードパイプが設置され、安全対策もされています。

そこでお伺いします。

1点目、この900mの部分の神楽山用水上部利用、工事の進捗状況についてと、2点目、この神楽山用水上部利用、高浜市にかかわる約1,700m全域についての事業計画の進捗状況をお伺いします。

以上2問についてお伺いをし、1回目の質問を終わります。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（北川広人） 教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、杉浦敏和議員の1問目、通学路の安全確保についてお答えいたします。

昨年4月、京都府で登校中の児童の列に車が突っ込み、死傷者が出た痛ましい事故は、全国に大きな衝撃を与えました。それから4日後にも、千葉県、愛知県において登校中の児童の列に車が突っ込み、児童が死傷するという事故が発生しました。4月27日に文部科学大臣は、学校、警察、道路管理者、各都道府県知事及び市町村長、教育委員会や都道府県警察本部に向け緊急メッセージを発表しました。このメッセージを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して、通学路の安全の確保の徹底のための緊急合同点検の実施が発表されました。

高浜市では、昨年6月15日付で各小学校長に通学路の交通安全の確保の徹底についてに係る取り組みの詳細についての依頼文書を送り、通学路の安全点検の進め方を通知したところであります。

それでは、御質問の実際の点検の実施状況についてお答えいたします。

最初に、各校で通学路点検を実施し、危険箇所の抽出結果を7月2日までに報告していただきました。報告を受けた危険箇所数は、高浜小学校14カ所、吉浜小学校5カ所、高取小学校9カ所、港小学校7カ所、翼小学校16カ所の合計51カ所でした。

その報告を受け、碧南警察署の交通規制係、都市整備グループ、都市防災グループ、学校経営グループ、該当学校の通学路担当者、保護者代表等と合同点検を行いました。高取小学校は7月31日、翼小学校は8月7日、高浜小学校は8月9日、吉浜小・港小学校は8月10日に実施しました。

51カ所のうち43カ所は市道でしたので、これらの危険箇所については、碧南警察署、都市整備グループ、都市防災グループ、学校経営グループで対策検討会を持ちました。また、県道の危険箇所については7カ所、港湾道路については1カ所ありましたので、これらの危険箇所につきましては、都市整備グループから道路管理者に危険箇所の状況通知と対応策の検討をお願いしたところであります。

その後、関係機関等との会議において、危険箇所の確認をするとともに、最終的な対策案を決定しました。例えば、高浜小学校南の通学路の歩道は道幅が狭く、雨の日は傘を差して歩くと傘が道路標識や民家の生け垣に当たって通りづらく危険でしたので、警察としては標識の小型化を検討、また都市整備・都市防災グループでは、通学路の表示を撤去し、通学路を路面標示にしたり、民家に生け垣の剪定をお願いしたりするという対策を立てました。また、高取小学校区では、横断歩道が目立たなくて危険なところがありましたので、対応策としましては横断歩道を引き直し、エスコートラインを新たに引く検討を行う一方、「横断歩道注意」等の看板を設置するとともに横断用小旗の設置を検討するなど、緊急合同点検を行った危険箇所51カ所全てで具体的な対策を立てました。

警察署による対策は、この51カ所のうち19カ所ありました。横断歩道や道路標示の塗り直しが11カ所、標識の移設や取りかえなど標識関連が5カ所、歩行者用信号の設置等、信号に関するものが3カ所に上りました。この中で、横断歩道の塗り直し等すぐに取りかかれるものは既に行われています。

なお、道路管理者等による対策は39カ所ありました。県道が6カ所、市道が33カ所です。標識の設置や道路標示等、既に対策を実施したものもありますが、まだ実施されていないものもあります。市道においては、今後、費用のかかるものは緊急性の高い順番に財源を確保し、計画的に通学路の安全確保に向けた取り組みを行ってまいります。

そのほか、学校側での対策をお願いした危険箇所が4カ所あります。これらにつきましては、先生方や保護者、ボランティアの方の立哨をお願いしたところでもあります。

以上、今回の通学路緊急合同点検の概要と危険箇所に対する安全対策を述べさせていただきましたが、児童・生徒の登下校の安全確保は設備等を整えただけでは十分ではありません。保護者を初めとした地域の方、交通指導員の皆さん、先生方の見守りや立哨指導、行事、学級活動等における交通安全教育、交通安全週間やゼロの日の交通安全パトロール等による交通安全の啓発活動等を行うとともに、児童・生徒の安全確保に大きな役割を果たします。今後も学校、家庭、地

域が協力し、児童・生徒がより安全に登下校ができるよう地道に取り組んでいくことこそが大切であることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 続きまして、杉浦敏和議員の2問目、神楽山用水路の上部利用についてお答えをいたします。

先ほども議員からお話をいただきましたように、平成22年12月定例会において答弁をさせていただいた内容と一部重複をするところもございますが、まずもって、神楽山用水の上部利用の概要から御説明させていただきたいと思っております。

神楽山用水は、安城市三河安城町1丁目を起点といたしまして、高浜市向山町三丁目が終点となる延長7,807mの農業用水であります。平成9年度のパイプライン化により、その上部は草の繁茂、ごみの不法投棄など、周辺の農地への悪影響、また農業と地域住民との触れ合いの希薄化を招いており、維持管理、農地保全の観点から整備が望まれていたところであります。

神楽山用水の上部利用につきましては、国の事業名で申しますと、地域用水環境整備事業中井筋1期地区、県の事業名では水環境整備事業中井筋1期地区として、刈谷市の中井筋排水路、安城市の二ツ池排水路、碧南市の西端用水、そして安城市から高浜市までの神楽山用水の上部を遊歩道として整備するもので、全長は6,830mとなります。

事業主体は愛知県で、事業費の50%を国が負担し、25%を県が、そして残りの25%を流域の刈谷市、安城市、碧南市、本市の4市において、その市における事業割合により負担をするもので、高浜市の負担割合は14.09%であります。平成21年度より事業着手し、現在のところ、平成26年度工事完了予定であります。

さて、1点目にお尋ねの市道高端線より上流部約900mの神楽山用水の上部利用につきましては、平成22年度、これは22年度より繰り越しの事業でございますが、それに着手をし、今年度末をもって完了予定であります。

この区間につきましては、工事計画上、上流から市道高端線に向かって順にAからIブロックまでの9つのブロックに分類し、A・Bブロックはせせらぎ水路ゾーンとして、C・D・E・Fブロックはホタル水路ゾーンとして、G・Hブロックは川遊び水路ゾーンとして、Iブロックはせせらぎ水路ゾーンとしてそれぞれ整備をするもので、Fブロック、Hブロックの一部、Iブロックにつきましては工事を既に完了しており、残りのブロックにつきましては今年度末の完了の予定です。

なお、せせらぎ水路ゾーンは、農業用水のパイプライン化により人々の視点から消えてしまった水辺の再生として、せせらぎ水路を遊歩道にあわせて地被、芝などの植栽とともに水辺空間を再現しているもので、ホタル水路ゾーンは、ホタルが生息できるようホタル水路を遊歩道にあわ



せて設置するものです。また、川遊びゾーンにつきましては、遊歩道にあわせて多自然護岸の川遊び水路を設置し、魚巣——これは魚に卵を産ませる場所のことですが、魚巣を水際に、デッキを水面に配置することで、川遊びのできる空間を形成するものです。

次に、それぞれの延長でございますが、せせらぎ水路ゾーンが約340m、ホタル水路ゾーンが約430m、川遊びゾーンが約170mで、合計は約940mであります。

次に、2点目の神楽山用水上部利用、高浜市にかかわる約1,700m全域についての事業計画の進捗状況についてお答えいたします。

この神楽山用水の上部利用、高浜市域分につきましては、高浜市の東端、碧南市と安城市にちょうど三角形の頂点のような形で接するところ、場所的には清水町五丁目になるかと思いますが、ここから下流にほぼ直線で、ひかり幼保園の南を通り、市道高端線を横断し、市道西新六山線沿いに中央発條の北を通り、向山大清水線を横断し、旧坊ノ池配水場跡地手前までの神楽山用水の上部、延長では約1,780mを親水機能を有した遊歩道として整備をいたすものであります。

次に、工事区間ではありますが、この1,780mを工事計画上、上流から順にAからLまで12ブロックに分類し、最上流部から市道高端線までをAからIブロックまでの9ブロック、市道高端線から最下流までをJからLまでの3ブロックに分類し、平成22年度から平成24年度までの3カ年で愛知県により工事施行されるものです。

次に、工事の内容ですが、AからIまで、市道高端線から上流につきましては、先ほど説明をさせていただきましたので割愛させていただきます。JからLまでの市道高端線から下流までの3ブロックにつきましては、ゆとりの散策ゾーンとして整備をいたします。このゆとりの散策ゾーンは、自然に親しみながら、また自然を観察しながら心のゆとりが持てる散策路をコンセプトに、自然石透水性脱色アスファルト舗装にて自然に近い色合いの舗装を施工し、そこへイワダレソウといった地被植物を植栽ベルトとして植えることによって、緑のネットワークを形成するデザインとさせていただきました。

なお、全線にわたりまして、歩車道境界には防護柵、ガードパイプの設置、乗り入れ部や交差点取りつけ部には車どめを設置し、必要と思われる箇所には「飛び出し注意」などの標識板の設置を含め、安全対策には十分配慮をさせていただいております。

次に、この3つのブロックの延長ですが、JからLまでの合計約840mで、工事期間は平成24年の単年度、今月末の完了予定です。

最後になりますが、この神楽山用水上部利用遊歩道整備につきましては、もう間もなく高浜市内の全線工事が完了いたします。整備に当たりまして、愛知県西三河農林水産事務所の御尽力のもと、当初の計画段階より地元清水町町内会、神楽山ホタル会の皆様に御参加をいただき、皆様とともに作り上げてまいりました。ここで改めてお礼を申し上げ、答弁とさせていただきます。○議長（北川広人） 8番、杉浦敏和議員。

○8番(杉浦敏和) ありがとうございます。

初めに、通学路の安全確保について再質問させていただきます。

通学路の点検では、各学校で点検し、危険箇所の抽出結果の報告を受け、該当する学校の先生やPTA、行政の担当者及び警察の交通規制係担当者などの合同点検を行い、危険箇所については、碧南警察署、行政担当各グループ、学校経営グループで対策検討会を開いて対応策の検討をして、関係機関との協議を重ね、最終的な対策案を決定されたとの答弁をいただきました。

51カ所の安全対策を実施することで、児童・生徒の安全を確保していただくようよろしくお願いいたします。

次に、通学路の安全確保について再質問させていただきます。

県道碧南高浜環状線、これは都市計画道路吉浜棚尾線ですが、この道路の論地町地内から碧南市境までの道路が昨日、3月4日に開通をいたしました。開通に伴い、通学路の変更による安全の確保と対象児童数についてお伺いをいたします。

○議長(北川広人) 学校経営グループ。

○学校経営G(梅田 稔) その碧南高浜環状線でありますけれども、御指摘のように昨日開通をしました。学校におきましては、この県道碧南高浜環状線につきましては3月14日、この日から通学路として使用する予定になっております。

この道路は道幅も広く、両側に歩道、それからガードレールが完備されておって、施設面としては十分に安全であると思います。論地町に住む児童が、現在の市道を通って高取公民館南の信号のある交差点へ出る通学路経路よりも、より安全性は高まる、そういうふうに考えております。また、児童の居住地によりましては、通学時間とか、それから通学距離、これも短縮できます。そのため、碧南高浜環状線の開通に伴って、その地域を学区とする高取小学校は本道路を利用するために通学路変更を行うと。これによって通学路が変更になる児童の数は約80名、こういったふうになります。

○議長(北川広人) 8番、杉浦敏和議員。

○8番(杉浦敏和) ありがとうございます。3月14日から通学路として使用していくんだという御答弁をいただきました。

この県道碧南高浜環状線は道幅も広く、両側には歩道があり、安全な道路だと思いますが、新設の道路ですので、また、横断する昔からの郷中の道路が一旦停止となります。道路を使用している人たちが従来の使い方を変えなくてはならないことに対して危険を感じ、心配をされる方がいます。この通学路の変更の周知徹底をどのようにされているのか、具体的な流れについてお伺いします。

○議長(北川広人) 学校経営グループ。

○学校経営G(梅田 稔) 変更の周知徹底についての具体的な流れでありますけれども、こと

し1月11日に教育委員会に対しまして高取小学校長から通学路の変更申請がありました。教育委員会としましては、この申請を精査するとともに、関係する碧南警察署、それから都市防災グループ、都市整備グループを通して知立建設事務所に通学路の変更を通知するとともに、それにかかわる情報の提供をお願いしました。今回、開通する道路は、1カ所、自動車の多く通る道と交差するところがあります。その交差点の安全を確保するため、碧南警察署に横断歩道の設置を要望しました。現在、この碧南警察署が公安委員会に申請している段階だと聞いております。

以上のように、教育委員会は、現地調査や関係機関からの意見を参考に、県道碧南高浜環状線を見守る児童の通学路としてふさわしい、このように判断して、2月12日に高取小学校長に通学路の変更の承認を行いました。

それを受けて、高取小学校は2月20日に、関係する保護者に向けて通学路の変更に関する説明文書を出しました。説明文書には、通学路変更の意図、それから安全確保の方法、それから事前指導の内容と日程等の内容が含まれています。この説明文書とはまた別に、地域の協力を得るため、町内会長とも児童の登下校の安全確保の相談を行いました。

今後は、先ほど言いました3月14日に、関係する児童に通学路の変更の説明と安全確保に向けた指導を学校で行ってまいります。その翌日の15日には児童が実際に歩いての指導を、また18日には、通学団会での問題点を児童から聞くとともに、より安全に登下校するための指導を予定しております。

高取小学校では、今後、3月中は毎朝、教職員が交代で、今回の通学路での車の通行の多い交差点に立哨することにより、新しい道路の状況を把握して情報を共有することで、教職員全員で子供たちの安全を確保しようという取り組みを予定しております。

○議長（北川広人） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。学校の先生方には日ごろより本当にお世話になりますが、子供たちの安全確保によろしく願いをいたします。

通学路の安全対策は平成25年度の予算案の中にも含まれますが、十分に実施されるように願うものであります。道路が新設、改良されたり、新しい住宅地ができたりして、通学路の危険箇所も変化をしていきます。今回の合同点検を一過性のものに終わらせずに、今後も学校や警察、地域や自治体が連携して点検を続けること、そして、見つかった危険箇所について改善を継続し、徹底していくことが必要だと考えます。

今年度、通学路の事故が相次いだ教訓を生かして、子供たちが事故に遭う危険性を一つ一つ改善していくことが大切だと思います。継続した取り組みをお願いいたします。

次に、神楽山用水路上部利用について再質問させていただきます。

市道高尾線より上流、ひかり保育園の南から上流900m、清水町五丁目、安城市との市境までについて今年度末完成をすること、地元の方々も心待ちされていますので、よろしくお願い

をいたします。

また、市道高端線より下流についても、今年度末完成の計画と御答弁をいただきました。ゆとり散策ゾーンとして整備をされるとのこと。防護柵、ガードパイプの設置、「飛び出し注意」などの標識板の設置を含め安全対策もされるとのこと。ゆったりと田園風景を楽しみながら散歩ができ、健康づくりにつながると思います。

神楽山用水路の上部が整備をされ、また歩道でつながっていけば、この事業の目的である農業利水施設の保全管理、景観保全及び親水機能の増進を図り、豊かで潤いのある快適な生活環境の創造などにつなげることができると思います。ゆったりと田園風景を楽しみながら散歩ができる。また、ホテルや昔からこの地域で生息していた魚が観察できる水路ゾーンなど、子供たちにも楽しく散歩ができる遊歩道になると思います。

次に、神楽山用水上部利用、維持管理について再質問させていただきます。

冒頭、お話をさせていただきましたが、一部完成した水路ゾーンについては、平成24年度から神楽山ホテル会の皆さんで草刈り、清掃を実施しています。この神楽山用水上部、市内全域の今後の維持管理の予定についてお伺いをします。

○議長（北川広人） 地域産業グループ。

○地域産業G（神谷晴之） 今、今後の維持管理についてという御質問でございますけれども、市道高端線から上流につきましては、引き続き神楽山ホテル会様に維持管理をお願いしていく予定でございます。残りの区間につきましては、市のほうで管理していくことを考えております。

以上です。

○議長（北川広人） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

平成24年度神楽山ホテル会の活動では、ひかり保育園南、市道高端線より上流700mの神楽山用水の上部施設の維持管理として、地元清水町の方々が3つの水路ゾーンの草刈り、清掃を6月、9月、11月と行っています。平成25年度は3つの水路ゾーンの小川に水が流れるようになり、神楽山ホテル会では前年度同様、用水上部施設の維持管理を行うことのほかに、現在、幼虫の飼育を清水町のホテル小屋で会員の方々が行っています。

25年度神楽山ホテル会の新たな活動として、4月にヘイケボタルの幼虫や川魚の放流イベントが計画されています。たくさんの子供たちが参加して楽しいイベントとなるように準備もされています。ホテルをもう一度飛ばせたいとの思いを膨らませている人たちの夢の実現に向け、一步一步着実に進んでいるように思います。

行政の担当の方々には大変なお骨折りをいただいています。ありがとうございます。清水町でホテルが飛んで、そこに居つくには、まだまだやらなければならないことがたくさんあると思います。地域と一体となった子供たちを育む、地域とともに学ぶ自然環境学校へつながっていけ

ば、すばらしい地域の財産になると思います。私も会員の方々と一緒になって維持管理にも努めてまいりたいと思います。

行政の皆様方の今後とも御支援をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は15時40分。

午後3時30分休憩

---

午後3時38分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、鈴木勝彦議員。一つ、保育行政について。一つ、スポーツ振興の環境整備について。以上2問についての質問を許します。

10番、鈴木勝彦議員。

〔10番 鈴木勝彦 登壇〕

○10番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります保育行政についてとスポーツ振興の環境整備についての2問の質問をさせていただきます。

初めに、保育行政についての質問をさせていただきます。

長引く不況の影響による共働きの世帯の増加や核家族化の進行など、子供を預けられる保育園や託児所の需要は高く、また、今後も引き続き高い水準で推移すると考えられている。しかし、ここ数年、待機児童問題も深刻化しており、供給が需給に追いつかず、完全に解消には至っていない。

昨年、幼稚園と保育園の機能を一体化させた総合こども園の創設が見送られ、現行の認定こども園を充実化させる方針が決まった。しかし、自治体の財政難を背景に、認定保育所の民間（社会福祉法人を含む）への開放が進むことで、民間企業における保育所設立も引き続き活性化していくと考えられる。

現在、少子高齢化を背景に子育て支援への関心が高まっており、出産・育児に関する政府の対策も充実しつつあり、今後の政府の子育て支援策の拡充が期待される場所である。

そこで、平成25年度の保育園待機児の状況と対策についてお尋ねします。

高浜市では、平成22年度当初の待機児童が14人、平成23年度当初で23人、平成24年度当初で47人の待機児童が発生している状況です。年々増加傾向にあり、これはいずれも3歳未満児で発生しているものであります。この傾向からは、子供が小さいうちから働く家庭がふえていることがうかがえるものとなっています。本来であれば、3歳未満の子供については親子の関係を築く大事な時期であるため、家庭の中で育つことが望ましいと考えるが、なかなか好転しない景気状況や昔と比較して女性の労働力を求める社会構造の変化などにより、女性の労働力を求める比重が

高まっており、生活のため、余儀なく共働きをしたり、企業内での地位が高かったり技能が求められる女性がふえ、出産により退職せず、早い職場復帰を望まれるケース等が増加していることが、子供が小さいうちから働き始めることの要因であると考えます。

以上のように、社会変化による保育ニーズの変化に対して、柔軟に保育サービスの供給がなされることが必要であると考えます。高浜市においても、目まぐるしく変化する社会情勢に合わせて、これまでも保育需要に対し、認定こども園の新設や家庭的保育の実施など、さまざまな対策を講じながら受け入れをしているところですが、次年度に向けて、保育の需要に対し市として取り組む内容を確認させていただきたいと思います。具体的には、平成25年度当初における待機児童の状況について、現在の見込みについて教えてください。また、どのような取り組みによりその結果となったかについて教えてください。

続きまして、今後の認可保育所の整備についてお尋ねします。

高浜市には現在、公立保育園が3園、民間保育園が3園、認定こども園が2園あり、1園は来月4月には民営化されますが、計8園の保育園施設があります。これまでも、先ほど申しましたさまざまな対策により保育需要に対応している状況であります。私が聞き及んでいる情報によりますと、株式会社吉浜人形と市外の学校法人関係者より、認可保育所の設置をしたい旨の申し出があると伺っております。高浜市では、待機児童が発生している中で、これまで行ってきた対策を踏まえ、今後この申し出により民間法人によって認可保育所が新たに整備される場合、市としてどのような考え方でこの申し出を受けていくのか、その内容とあわせて教えていただきたい。

次に、スポーツ振興の環境整備についてであります。

体育センターの一般利用（無料）についてをお尋ねいたします。

体育センターは、各種団体のサークル活動や、たかはまスポーツクラブが実施する教室、また、親子や友達同士など、市民が気楽にスポーツに親しむ場として、年間2万5,000人を超える多くの皆様に御利用いただいていると聞いております。

しかしながら、その利用に当たっては、料金が発生する貸し切り利用と、無料で利用できる一般利用の2つのケースがあるとお聞きしました。利用者からすると、同じ体育センターを利用しているのに、料金の支払い義務に差が生じてしまうことは疑問に感じるのではないのでしょうか。また、受益と負担の面からいっても、一般利用の方々からも相応の御負担をいただく必要があるのではないかと思います。

多くの皆様に気持ちよく施設を利用していただくためにも、現行の利用形態の問題点等を洗い出し、見直しを進めていく必要があるのではないかと考えます。

これらを踏まえ、体育センターの貸し切り利用と一般利用の2つの利用形態について、当局としてどのように考えておられるか、また、今後必要に応じた見直しを進めていかれる考えをお持ちであるか、お伺いいたします。

続きまして、スポーツ施設の安全管理についてお尋ねいたします。

市内には、体育センター、武道館、グラウンド、テニスコートなどのスポーツ施設があり、日ごろからたくさんの方々がこれらの施設を利用していただいています。しかしながら、多くの施設は設置後かなりの年数が経過しており、経年劣化等により、あちらこちらで修繕や備品の更新などが必要な状況となっています。施設や設備の不備が原因により、利用者が事故やけがなどをしてないように、日ごろから安全管理に取り組んでいくことが重要であると考えます。

指定管理者であるたかはまスポーツクラブのスタッフが、みずから汗をかき、小規模な修繕を行っている光景をよく目にします。このように、厳しい財政状況に鑑み、最小限のコストで工夫しながら安全管理に取り組んでいることや、利用者からのさまざまな要望に対し全て対応していくことは難しいことも承知しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、万が一に備えた最低限の対応は必要であると思います。

指定管理者との連携なども踏まえ、スポーツ施設の安全管理に対して、当局としてどのような対策を考えておられるかお伺いします。

続きまして、スポーツを通じた健康増進についてお尋ねいたします。

スポーツは健康増進や生活習慣病予防に有効であることは、誰もが知っている事実です。また、先日の新聞報道になりますが、厚生労働省研究班の大規模調査により、日ごろ熱心に運動している糖尿病患者は、ほとんど運動しない患者に比べて死亡の危険性がほぼ半分になるという調査結果が掲載されていきました。

高齢者がふえ続ける今日、定年を迎え、時間に余裕のある人たちなどに日ごろからスポーツに親しむ機会を提供し、スポーツの輪を広げ、スポーツ人口をふやしていくことは、個々の健康増進に加え、医療費抑制の面から見ても、重要かつ効果的な取り組みであると考えています。

現在、たかはまスポーツクラブでは、さまざまな教室やサークルを開催しており、800人を超える方たちが参加していると聞いています。その実施内容について教えていただければと思います。

また、市内には、スポーツ推進委員や体育協会といった組織があります。スポーツクラブの教室やサークルに限らず、これらの団体が連携し、高齢者などを対象に、健康増進につながるさまざまなスポーツメニューを提供して取り組んでいくことが重要であると考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔10番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） こども未来部長。

〔こども未来部長 神谷坂敏 登壇〕

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、鈴木勝彦議員の1問目、保育行政について、（1）

平成25年度の保育園待機児の状況と対策についてお答えいたします。

平成25年度の保育園入園決定の手続につきましては、10月2日の入園説明会に始まり、既に1月15日付で入園承諾書の送付を終えており、その後の転入・転出等に伴う随時申し込みや入園辞退、退園の状況を踏まえまして、2月1日現在では、本年4月1日時点での待機児童の見込み数は19人となっております。その内訳は、1歳児が18人、2歳児が1人となっております。平成24年4月1日での待機児童数と比較しますと、全体では47人から19人ということで28人の減少であり、年齢別で見ますと、発生年齢は同様でございますが、1歳児が20人から18人と2人の減、2歳児が27人から1人と26人の大幅な減少となっております。以上のように、待機児童については、平成25年度当初においても1、2歳児で発生はいたしますが、前年度より減少する見込みであります。

続きまして、平成25年度入園申し込み状況を踏まえた待機児童対策として取り組む内容について申し上げます。

9月定例会の幸前議員の一般質問にもお答えしましたとおり、定員の弾力運用と家庭的保育の拡充により対応する予定でございます。

まず、定員の弾力運用でございますが、近い将来の公立幼稚園の認定こども園化を踏まえまして、まずは短期的な対策として実施しているものでございます。平成25年度の入園申し込みに際し、3歳児においても待機児童の発生が見込まれたため、3歳以上児での弾力運用も実施することとし、公立、民間をあわせて、平成25年度入園対応として3歳未満児で11人、3歳以上児で22人の合計33人の弾力運用を新たに実施することとし、合計で95人、うち3歳未満児では41人となる予定でございます。

続きまして、家庭的保育の拡充でございますが、新たに5カ所目を設置することといたします。5カ所目は、4カ所目の家庭的保育「おひさま」と同じく、保育所実施型の家庭的保育といたします。これまでの家庭的保育と同様に公共施設を活用することとし、地域バランスを考慮し、市営湯山住宅の集会所での開設を予定いたしております。開設場所がよしいけ保育園に近いことから、社会福祉法人知多学園に運営をお願いする予定といたしております。

加えて、3歳以上児におきましては、保育園では定員の弾力運用を活用しながら園児の受け入れ増を図っているのに対し、公立幼稚園では定員割れとなっております。そのバランスを是正する取り組みとして、現在、幼稚園で実施している平日の14時30分から16時30分までの2時間、それと夏季休業期間における8時30分から11時30分までの3時間の預かり保育を平成25年度から拡充を図り、短時間就労等に対応できるように、冬季、春季休業等も含め、幼稚園で8時30分から16時30分までの預かりができるようにいたします。この取り組みを踏まえまして、子ども・子育て関連3法による公立幼稚園の認定こども園への移行を検討してまいります。

次に、(2)今後の認可保育園の整備についてお答えいたします。



高浜市におきましては、これまで、近年増加する保育ニーズに対しましては、先ほど申し上げましたとおり、定員の弾力運用、家庭的保育や預かり保育の拡充により対策を進めることとして、公立幼稚園の認定こども園への移行も踏まえ、新たな園の施設整備の考え方は持ち合わせておりませんでした。

そのような中で、鈴木議員の御質問にありましたように、地元の老舗企業であります株式会社吉浜人形及び市外で保育園・幼稚園を運営している学校法人関係者より、高浜市で認可保育園を開園したいとの申し出がございました。申し出内容は、まず株式会社吉浜人形でございますが、平成26年4月開園予定で株式会社の形態での運営で、定員は当初ゼロ歳児6人、1歳児20人、2歳児20人でスタートし、その後、1年経過するごとに3歳児、4歳児、5歳児とそれぞれ各20人の定員を拡大し、最終的には106人の定員の園とするものであります。土地、建物は紫峰人形美術館を取り壊した自己所有地に自主財源で建設するものであります。

保育園運営に重要な保育の質を確保するために、全国で保育実績のある株式会社日本保育サービスと開園・運営に係る指導・支援の契約を既に締結されております。株式会社として保育園運営に参入する意向といたしましては、保育園を地域の中で適切に運営することで、地域貢献を果たしつつ、企業ブランド力を高めていくことであるとのこととございました。

次に、市外で保育園・幼稚園を運営している学校法人関係者からの申し出でございますが、小牧市の学校法人福厳寺学園が運営をしております西尾市の平坂保育園の高浜市在住の園長からのこととございます。別途、社会福祉法人を設立した上で、雇用促進住宅県宿舍の跡地に、こちら平成26年4月からの開園で、定員はゼロ歳児6人、1歳児10人、2歳児10人の合計26人の3歳未満児園を予定されております。同じ学区には大規模園の中央保育園がございまして、3歳児からはそちらでの通園が可能であると考えております。園舎については補助金を受けて建築したいとのこととあります。

以上の申し出のように、両園が設立されれば、短期的にも待機児童の解消が見込まれるとともに、弾力運用についてもこれまでのように施設をフル活用するものではなく、利用者のニーズに応じた柔軟な対応が可能になるものと考えております。また、建設費、運営費を含めて、法人や国・県による財源を生かして実施できることになるため、財政的にも効率的であると考えております。

したがいまして、両園の開園においては、県が保育園の認可機関でございます。市は認可申請に対する意見書を提出することになっておりますので、開園に向けて前向きに進めてまいりたいと考えております。

なお、社会福祉法人として運営する予定の雇用促進住宅県宿舍跡地の3歳未満児園については、園舎建設費の4分の1を市が負担することになります。しかるべき時期に補正予算をお願いすることになりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2問目の御質問でありますスポーツ振興の環境整備についてお答えをいたします。

最初に、(1) 体育センターの一般(無料)利用についてでございますが、体育センターの利用につきましては、貸し切り利用と一般利用の2区分があり、前者は、利用者が施設を占有して使用する場合、利用日の3カ月前からお申し込みをいただき、利用の際には高浜市使用料及び手数料条例に定める金額を納付いただくものでございます。これに対しまして、後者は、貸し切り利用がない日時に予約なしで誰でも無料で御利用いただけるものでございます。施設の利用状況を申し上げますと、平成23年度では、貸し切り利用では2万4,365人、一般利用では2,877人の方々が利用されております。

このように、体育センターを利用する場合、利用の手續や使用料に違いが生じている状況となっておりますが、現状を申し上げますと、貸し切り利用で申し込まれる団体等は定期的に決まった日時で活動されるケースが多いということから、貸し切り利用がない日時を予測しやすい状況となっており、あえて予約を入れずに一般利用として施設を利用したり、利用日の数日前に貸し切り利用をキャンセルして一般利用として施設を利用するなど、貸し切り利用と何ら変わらない形態での利用が、数件ではございますが、発生している状況でございます。

このような状況が続きますと、きちんと手續を踏み、使用料をお支払いいただいている利用者への影響なども懸念されることになることから、早急に指定管理者でありますたかはまスポーツクラブと調整を図りながら、関係する規則などの見直しに向け、作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、一般利用につきましては、先ほど申し上げたようなケースもございますが、小・中学生などが授業後に複数人で来館し、あいているスペースを使ってバスケットボールやフットサルなどのスポーツを楽しんでいる様子を目にすることがあります。

このように、平日の放課後や学校が休みである土・日曜日などにおける子供たちの居場所の一つとして体育センターがその一翼を担っているという実情も勘案し、一般利用を全て廃止して、全ての利用者から使用料を徴収していくという考え方ではなく、例えば、一般利用できる者は義務教育を受けている小・中学生に限定するなど、子供たちがこれまでと同様に気軽にスポーツに親しみ、愛着を持つことができるような環境づくりを念頭に置いた上で見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、(2) スポーツ施設の安全管理についてお答えをいたします。

御案内のとおり、現在、本市のスポーツ施設は、体育センター、武道館、碧海グラウンド、流作グラウンド、五反田グラウンド、五反田第2グラウンド、南テニスコート、碧海テニスコートの8施設となっております。

また、これらのスポーツ施設の開設年月は、古い順に、体育センターが昭和52年4月、碧海グラウンド、碧海テニスコートが昭和52年12月、武道館が昭和55年4月、流作グラウンドが昭和56年8

月、南テニスコートが昭和57年10月、五反田グラウンドが昭和58年10月、五反田第2グラウンドが平成4年4月となっており、いずれの施設も設置されてからかなりの年月が経過しており、ふぐあいが目立ってきております。

このような状況ではございますが、平成23年度の利用状況を申し上げますと、体育センターでは、貸し切り利用と一般利用を合わせまして利用件数4,239件の利用人数2万7,242人、武道館では利用件数777件の利用人数1万8,223人、碧海グラウンドでは利用件数249件の利用人数1万2,213人、流作グラウンドでは利用件数256件の利用人数1万3,481人、五反田グラウンドでは利用件数487件の利用人数3万1,605人、五反田第2グラウンドでは利用件数338件の利用人数2万665人、南テニスコートでは利用件数2,913件の利用人数2万3,061人、碧海テニスコートでは利用件数380件の利用人数4,246人となっており、各種スポーツを通じて、健康維持や体力増進、利用者同士の交流の場として多くの皆様に御利用いただいております。このことから、今後示される公共施設あり方検討会での意見や方向性などを踏まえつつ、施設の維持・管理、利用者への安全対策等を図っていくことは重要であると考えております。

現在、必要な工事や修繕につきましては、たかはまスポーツクラブと調整を重ね、優先順位をつけて計画的に取り組んでいるところでございます。平成23年度では、漏電や断線のおそれがあることから、碧海グラウンドのナイター設備の改修工事を行い、本年度は流作グラウンドにおきまして、漏電を防止するための機器の取りかえを実施いたしました。また、平成25年度当初予算におきまして、五反田グラウンドに設置しております防球ネットの張りかえ工事、流作グラウンドの水道管の移設工事、購入後25年以上が経過し、故障を繰り返しておりましたグラウンドを整備するためのスポーツトラクターの更新分を計上しているところでございます。

また、これら行政が実施する修繕や工事とは別に、緊急性が高く利用者の要望が強い場合など、指定管理料に含まれている修繕料や各スポーツ施設の利用料収入の一部を財源として、たかはまスポーツクラブが必要に応じた修繕や工事を行い、施設の維持・管理、利用者への安全対策などに努めているところでございます。

平成23年度では、利用者から、体育センターの床が滑りやすいとの要望が多数寄せられたことから、ワックスの塗りかえ工事を行ったり、碧海テニスコートのラインが破損し、くぎがあらわれ、足をとられての転倒やけがの可能性があったことから、コートラインの引き直し工事などを実施していただきました。

次に、(3) スポーツを通じた健康増進についてお答えいたします。

高齢化社会を迎えた現在、医療費の増大や運動不足などが原因による生活習慣病の増加が懸念されております。このことから、治療から予防へという視点に立ち、医療費の抑制を図るとともに、市民一人一人が健康を保ち、安心した生活を保障していくためにも、日ごろからスポーツを通じた体力づくり、健康づくり、仲間づくりなどに取り組んでいく必要があります。

また、スポーツは、技術の向上を目指すばかりでなく、子供から高齢者、初心者から熟練者、体力のない人、運動の苦手な人を含め、全ての方々が生涯を通じて、自分たちのライフスタイルに合わせ、スポーツを楽しめる環境づくりを構築していくことが重要となります。

このような中、本市におきましては、総合型地域スポーツクラブでありますたかはまスポーツクラブが中心となり、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでもを合い言葉に、さまざまな教室やサークルなどを開催し、気軽にスポーツに親しむことができる機会と場の提供を行っているところでございます。本年度は23の教室と3つのサークルを実施しております。教室は、スポーツに親しみ、楽しみながら参加することでスポーツ人口をふやし、体力アップ、健康増進に努めることを目標に実施するものであり、サークルは、各種大会への出場や入賞などを目指し、技術の向上を目的として取り組んでいるものでございます。

これらの内容を申し上げますと、対象者を限定せず誰でも気軽に参加できる教室として、卓球、太極拳、ヨガ、硬式テニスなどの7種目、主に小学生や中学生を対象とした教室として、ドッジボール、ミニバスケットボール、ソフトバレーボールなどの12種目、高齢者を含む成人や親子を対象とした教室として、ジョギング、バドミントン、親子運動などの4種目を実施しており、675人の方々が参加しておみえになります。サークルでは、中・高校生を対象とした卓球サークル、小・中学生を対象とした陸上サークル、小学生を対象としたドッジボールサークルを実施しており、152人の方々が参加しておみえになっております。

また、本市には、スポーツの楽しさを伝え、地域の中でスポーツの指導やアドバイスなどを行っていくスポーツ推進委員が25人おり、市内のスポーツイベントなどで活躍されております。また、総合型地域スポーツクラブが行う教室の指導をスポーツ推進委員が行うなど、両者が連携した取り組みが行われているところでございます。さらに、スポーツ吹き矢やカローリングなどのニュースポーツの推進に向けても取り組んでいるところでございます。

ほかにも、本市の体育協会には、軟式野球連盟、剣道連盟、バレーボール連盟、サッカー協会など14団体が登録されており、約3,000人の方々が入会しておみえになります。市民体育大会を初めとしたさまざまなスポーツイベントや練習などに参加し、日ごろからスポーツに親しんでみえます。

冒頭にも申しましたが、高齢化社会を迎えた現在、定年を迎え、日々の時間を持て余している方々は地域の中にたくさんおみえになります。そのような方々に、スポーツというツールを通じて、気軽に参加していただき、体力づくり・健康づくりにつながるようなサービスを提供していくことが、現在、当市が進めております生涯現役のまちづくりの推進や医療費の抑制にもつながっていくものであると考えております。これらの視点を踏まえつつ、今後も、生涯学習の一環としてスポーツにかかわる関係者、団体が連携・協力し、互いに知恵を出し合い、誰でも気軽に参加できるようなスポーツメニューの充実や指導者の育成などを推進していくことで、市民お一人

お一人の健康づくりにつなげていけるよう取り組んでまいることがを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔こども未来部長 神谷坂敏 降壇〕

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

それでは、1問目の保育行政について再度質問をさせていただきます。

私自身、株式会社による認可保育園について少し危惧をしているところでありますけれども、認可保育所の設置については、今後も保育ニーズが高まると推測される中、市が直営で保育所を運営するより、保育所の施設整備費や運営経費について国庫補助を受けることができる民間法人に認可保育所の運営を委託することは、市にとってはメリットが高いことは理解いたしております。

株式会社であり、かつ保育事業の経験のない株式会社吉浜人形に認可保育所の運営を委託、認可することは、保育サービスの確保、保育の継続性について一般論として懸念される点であると考えているが、市としてはどのような見解を持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） 私ども、今回、株式会社吉浜人形様の要望を受けている中で、保育に関する提案でありますとか直近6期の決算報告書の提出をいただきまして、協議を進めてまいりました。

その中で、経営状況、財務状況につきましては既に加藤代表監査委員様に御意見をいただき、その概要は、1点目として、リーマンショック以後に売上高が減少していたが、経営改善の結果、営業利益を計上するに至っているということ、2点目として、長期、短期とも借入金がない経営をされておりまして、現金、預金残高から見ても企業として十分な体力を有しているということでした。

また、現行法でいきますと、株式会社でありまして、保育園運営で生まれた黒字は株主配当ができないということもあります。また、他事業への利益充当でありますとか、役員報酬も一切認められていないという、要は社会福祉法人と同様の経理方法が求められているということからも、単に利益追求のための認可保育所運営とは考えておりません。むしろ、企業ブランド力を高めるためには保育所運営の失敗は許されず、良質な保育サービスを提供していかなければならないというインセンティブは十分に働くものであるというふうにも考えております。

このことは、提案の中に、法人としての保育園の運営経験がないという点については実績のある法人とのコンサルティング契約によって補って、実質的なサービスを提供する保育士は、園長、主任については経験年数10年以上、常勤保育士の大方は経験年数4年以上を配置する計画からも見てとれると考えております。

いずれにしても、保育サービスの件については、本市の保育サービス第三者評価の中でも指導、改善が図れるものと考えております。

また、万が一、事業継続が困難なときには3年から5年後の運営を協議することといたしており、このことは、毎年実施をすることになります愛知県も含めた指導監査の中でも十分担保できるものと考えております。

加えて、突発的な倒産に対しても、保育の継続性を第一に考えた申し出がなされているというところであります。

以上のことから、私どもといたしましては、総合的に勘案して、社会福祉法人による運営と比較をいたしましても特に危惧する点はないものと判断をいたしております。

以上であります。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。私も地元の出身でございますので、吉浜人形さんには日ごろから大変お世話になっているといたしますか、私自身も、それから私の子供も、私の孫も、もちろん吉浜人形さんで買わせていただいて、これは別におべんちゃらじゃありませんけれども、そういったことで、長年地元で培ってきたブランド力、こういうものはもう私は承知しております。

ですから、こういった非常に地域に根差した活動をされている企業に私どもの保育ニーズの一端を担っていただくということは非常に有意義であると思っておりますし、それから、もう一つの保育園、運営される社会福祉法人の方も、地元のお寺を運営されるということで、非常に地元の方にも親しまれ、あるいは信頼も高いということでもありますので、ぜひ、この2園につきましては我々の高浜市において宝になると思っておりますので、ひとつ速やかな開園に向けての手續に向かっていただきたいと願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、弾力運用ということでもありますけれども、弾力運用というのはいささか詰め込み過ぎるとかそういうことをどうしても私どもは認識してしまうんですけれども、そうなりますと、火災や地震があったときのいざというときに非常に私どもも親も危惧しますし、あるいは保育士も不安になるだろうと思っておりますけれども、この弾力運用は、この2園と、あるいは家庭的保育を実施することによって解消されるのであるか、あるいは、その弾力運用というのは高浜市はどういう運用の仕方をしているのか、あるいは、今後もこの弾力運用を引き続き実施されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） まずもって弾力運用について御説明させていただきたいと思ひます。

保育園の定員は、国の基準によりまして1人当たりの必要面積をもとにして定められておりま

す。必要面積より広く部屋が設置されている場合においては、定員の弾力運用はあくまでもその余裕分の範囲内で、国の基準による1人当たりの必要面積に応じた定員を弾力的に増加することを認めている中で運用しているものでございます。

現行の弾力運用でも決して子供が詰め込まれているという状況ではございませんし、子供1人当たりの保育士配置数も年齢に応じて定められておまして、弾力運用に増加した分は規定に基づいた保育士数となるように配置するため、弾力運用により保育士に負担がかかるようなものではありませんので、弾力運用は保育ニーズに対する手段として有効なものだというふうに考えております。

しかしながら、弾力運用で施設をフルに活用する状況でありますと、利用者のニーズに応じた運用が困難になるということがございますので、新たな認可保育所が設置されたことで弾力運用は利用者のニーズに応じたさまざまな対応ができると、そういった保育が実施できるためであるというふうに考えております。

それともう一つ、議員御質問にありましたこの2園が認可保育所をやった場合に弾力運用は解消できるかどうかという問題でございます。

今現在、議員も御承知のように、総合計画においては33年まで、人口4万8,000人という見込みではございますが、ゼロ歳から5歳を含む年少人口は減少の傾向であるという状況でございます。しかしながら、保育ニーズが特に3歳未満において増加傾向であるということでありまして、今後も女性の労働力がふえてくるだろうというふうに考えております。

そのような予測の中で、新たに2園が増築されたという場合に、各年齢の弾力運用を実施しない定員数、これに対して今年度申し込みのある中で各年齢が最も入園申し込みの多い月の状況でシミュレーションをしてみますと、3歳未満児において各年齢の保育所定員がほぼマンタイという形になりますが、一時的にはオーバーする場合があります。そのときには、家庭的保育でありますとか、それから一時的な弾力運用を活用することによって待機児童数がなくなるという状況が見込まれておりますので、完全になくなるかどうかというのはやはりその年の年齢ですとか今後のニーズにもよりますが、今のような弾力運用を適用することは必要なくなってくるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

私も少し勉強させてもらいたいという意味からして、よく認可外保育所というのが言葉として出てくるとは思いますけれども、その認可外保育所というものの定義、こういうものであるよというようなことをちょっと教えていただきたいというのと、高浜市にはその認可外保育所というものはあるのかなのか、教えていただければと思います。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） まず、認可外保育所といいますと、一般的には、例えば事業所内保育所ですね、こういったものですとか、それから、それ以外のものというのは県が基本的に認可した保育所という形でございまして、一定の保育施設だとか面積が必要とされるものでございます。御質問の、今、私どもの市に認可外保育所があるかということでございますけれども、その企業の方を対象にやられておる事業所内保育所というのは2カ所ありますが、一般的に言われておる認可外保育所というものは市内にはございません。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

高浜市の未来を築く市民会議の報告書の中に、第6次総合計画ですね、将来の人口推移を平成33年を目標に4万8,000人という推定をされています。この見込みはコーホート要因法というものを使われて推理されているようでありますけれども、当然、今のところは大丈夫だということはありませんけれども、この数字から見て、今後この待機児童対策は十分これから行っていく必要があるのか、これを見据えた対策をしているのか、いくのか、お答えをいただければと思います。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 保育ニーズという問題に対しては非常に見通しの難しい問題でございます。そのような中で、実はこの子育て3法が成立した中で、市町村は2年以内、26年までに新たな保育システムの対応をするためにニーズ調査をなさйтеというものがあります。ですから、そこの中で、保育事業のニーズがいかにかふえてくるのかというのは一度調査をして分析をします。その上の中で私ども、どんなような対策をとっていいかというのは具体的に決めていきますが、今回のお話にもありますように、今までは弾力運用に頼った部分がございますが、これで2園の民営化が入りますので、一定数のところは大丈夫だと思っております。

ただ、家庭的保育につきましては、現在、20人、ほとんど定員満員の方がみえるんですけども、そのうちの12人の方は、たしか保育所ではなく家庭的保育に行きたいというニーズがございますので、そのような多様なニーズの中で対応できるものとして家庭的保育も考えていきますし、それから、3歳児以上の園児につきましても、今後の調査にもよりますけれども、今現状を見ておりますと、3歳以上で幼稚園から保育園というニーズが高まっている状況もございますので、そういったニーズを把握しながら、さきにお答えしたように、幼稚園の認定こども園化、こういった状況につきましてもニーズを分析しながら、3歳以上のニーズがふえるのは、幼稚園を3歳以上の認定幼稚園にしたほうがいいのか、それとも未満児まで含めた形にしたほうがいいのか、さまざまなニーズを調査しながら私どもの市としての方向性を定めていきたいと、そのような形で考えておりますし、そのニーズに合った形の施策を打ち出すということが、この2年間の中で私どもが計画して携わっていかねばならないものだというふうに認識しておりますので、よ



ろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 今、その年度年度によっては高低がどうしても出てきてしまうということで、十分にそれに対応して柔軟な対応をお願いしたいというふうに願っております。

それでは、スポーツ振興の環境整備について質問に移らせていただきます。

先ほど体育センターの一般利用の無料化について、関係の条例、規則などを見直していきますということですので、これは早々にスポーツクラブ、たかはまスポーツクラブとの協議も含めて関係の整備、見直しなどをお願いしたいなど、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、スポーツ施設の安全管理についてでありますけれども、午前中の幸前議員の質問の答弁の中に、大規模修繕は行政が協議をして決定していきますよ、あるいは小規模の修繕では指定管理者の協議をしていきますよ、簡易なものは指定管理者単独で修繕をしていきますよということですが、当然、たかはまスポーツクラブとの協議をして優先順位を決めて実行していくということですが、当然、経年劣化であるとか使用劣化であるとかそういうもので、それからルールの変更によってどうしても改修をしなければいけないとかいうようなものも出てくるかと思っておりますけれども、当然、たかはまスポーツクラブ、あわせて体協であるとかスポーツ推進員の皆さん方と十分な協議をなされた修繕が行われているのか、お答えをいただければと思います。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（内藤克己） 今、議員がおっしゃったように、やはり利用者のサービスの向上というところに一番視点を置いております。ですから、利用者から一番要望の高いものというところで、その次に、各団体さんからの要望等も受けながら、特に今指定管理を受けていただいておりますスポーツクラブを中心に調整を図りながら、部長からの答弁もあったんですが、その中でも優先順位をつけながら順次計画的に行っていききたいというふうに考えまして、随時スポーツクラブと調整を図りながら進めているところでございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

せっかく会社に勤めていて、土曜・日曜に肉体的、精神的な疲れを自分の培ったスポーツで癒やしを求めて施設を利用してスポーツをする中で、その器具のふぐあいであるとか道具のふぐあいによってけがをするというようなことがあってはならないと思っておりますので、ある程度財政的な難しさというものも当然あるかと思っておりますけれども、そういった面も考慮しながら、多少順位を上げていただくとか、市長査定のときにはしっかりと訴えて改善を求めていってほしい、そんなふうに思っております。もうたくさんの方が利用されておりますので、一番利用度が多い施設だと私は思っておりますので、ひとつそこら辺のことをしっかりと見据えた取り組みに

していただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、じゃ、スポーツを通じた健康増進についての中で、的が外れるかもしれませんが、少し質問をさせていただきたいと思ひます。

AEDの設置ということで何人かの議員さんからも一般質問の中に質問が出てくると思ひますけれども、今現在、そのスポーツ施設の中にAEDの設置が何台されているのかと、私が経験の中で救急救命の講習、これが必要だと私は感じておりますけれども、その実施状況とかわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（神谷義直） 1点目の御質問のAEDのスポーツ施設での設置状況でございます。

現在でございますが、体育センターに1台、南テニスコートに併設しております青少年ホームのほうに1台、あとスポーツイベントですとか関係団体への貸し出し用ということで1台の計3台を設置しておる状況でございます。

また、年度初めでございますが、市内のAEDの設置施設の一覧の表がございますが、それを関係団体のほうに配布をいたしまして、例えばAEDの設置のない五反田グランドの場合ですと、近隣の高取公民館のものを御利用いただくなど、工夫をしながら周知を図っておるところでございます。

2点目の御質問でございます。普通救命講習の受講人数の状況でございます。

こちらにつきましては、昨年度、平成23年度より体育協会のほうが主催をいたしまして普通救命講習会を年1回、消防署のほうで実施をしております。これまでに2年間合せまして20名の方が受講されておみえになります。また、具体的な人数は把握しておりませんが、先ほど申しました体育協会主催のもの以外にも各種団体が独自に講習会を実施したり、また、たかはまスポーツクラブが防災訓練の際に講習会を実施するなど、積極的な普及に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

私はAEDの設置の増進を図れと言っているわけではありません。私は普通救急救命、これが一番大事だと思っております。これがあれば、これをやることによって、それでAEDがあれば救命がされるということでもありますので、呼吸法であるとかマウス・ツー・マウスによる心肺停止の方の応急処置、こういうことをしっかりとした講習を受けていただくことによって、さらにAEDがあれば、それは便利だということでもあります。

大阪だったか、ちょっと場所はわかりませんが、少しニュースになったのは、駅のプラットホームで倒れた老人を看護師と救急救命を習ったばかりの方がお互いに連携をして救命をした。

ですから、一度でも経験を、こういう救急救命の講習を受けることによって、瞬時のときにすつと対応ができる。何十人という中でその2人がやれたということは、やっぱりその経験、実践をしたということが非常に重要であるということだと思っておりますので、そういった普通救急救命の普及、実践に向けての普及をぜひスポーツ関係者を通じてひとつやってほしいなど。特に、指導されている、子供やなんかを指導している団体、チームにはぜひその普及を進めていただければと思います。

外のグラウンドへ行って、私も野球やっていますが、グラウンドへ行ってAEDはありません。ない中で救急救命をするということは、そういった人工呼吸をやるとか、そういうことをマスターすることによってAEDがなくても救命ができるということですので、手前みそでありますけれども、去年でありますと、少年野球の指導者の方に2日間にわたって30人の方に普通救命を実施していただいた、そして普通救命の証明書をいただいたということで、ことしもその予定をしております。ですから、そういうことを各種団体に行政のほうから実施をお願いしますと、利点はこうですというようなことをぜひ普及に努めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、これも少し蛇足になりますけれども、きのうの中日新聞の教育の欄に成岩スポーツクラブと中学校の部活動という記事が載っておりました。私も中学で野球を教へておりますけれども、やはり中学の部活動とTSC、あるいはスポーツ推進員の皆さん方の御協力をいたひいて、子供たちにスポーツを指導するということは非常に僕は大切なことだろうと思ひておりますし、その人間関係を構築するにも、新しい人間関係が子供たちに構築されるということで非常に重要なことであると私は思ひておりますけれども、なかなか問題点は多いという記事でありました。

ですから、特に高浜市の両中学校においても、社会人指導者、あるいはスポーツ推進委員の方、体育協会の方等々が、どういふ体制で皆さん方に御指導したらいいのかということは今後の課題だと思ひます。きょうは、教育長もお見えではありますけれども、答弁は求めません、なかなか答弁に多分苦しむだろうと思ひますので。今後、未来、どういふ形でこの3者が連携をしてスポーツを一つの生きがいとして生涯スポーツとして培っていこうという、子供たちへの指導をその3者がどう連携をしていくのか、そういったものをこれからの課題として見据えて教育行政の中に一つ組み入れてほしいなど、そんなことを思ひておりますので、そういったことをお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（北川広人） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開をいたします。

本日はこれをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後4時30分散会